



マレーシア国法

再版

法律313

1984年国家森林法

2006年1月1日までの修正条項を含む

原文タイトル: The National Forestry Act 1984

原文リンク: <http://www.chm.frim.gov.my/getattachment/b3ef13c6-7e18-4fc8-b5b8-d2b3c008c6c4/National-Forestry-Act-313-1-.pdf.aspx>

(最終アクセス日: 平成 30 年4月9日)

1984年国家森林法

国王の裁可日	1984年12月24日
官報公告日	1984年12月31日

前回発行

初版

2001年

マレーシア国法

法律 313

1984年国家森林法

目次

第 I 編 序章

1. 略称、適用範囲及び開始時期
2. 解釈

第 II 編 運営

3. 管理官の任命
4. 長官の責務
5. 長官による権限の委託
6. 長官に対する州当局の権限の委託

第 III 編 永久保存林

第 1 章—永久保存林

7. 永久保存林を設定する権限
8. 永久保存林とみなされる既存の保存林
9. 永久保存林に設定される土地の取得

第 2 章—永久保存林の分類

10. 長官は永久保存林の分類を行う

第 3 章—永久保存林の設定を解除される土地

11. 州当局は永久保存林に設定された土地についてその設定を解除することができる
12. 州当局は永久保存林の設定を解除した土地について補填を行う
13. 州政府は永久保存林の設定が解除されたあらゆる土地について官報での通知を

行う

第IV編 森林管理及び開発

第1章 永久保存林及び州有地の林産物に関する所有権

14. すべての林産物について州当局がその所有権を有する
15. 許可証の交付を受けた場合等を除く、永久保存林又は州有地における林産物の採取の禁止
16. 入札、合意等により林産物許可証、使用許可証等を交付する権限
17. 許可証等の決定をもって建物は州当局に属する
18. 規定の変更又は期間の延長に関する州当局の権限

第2章 林産物許可証

19. 永久保存林又は州有地における林産物の採取について許可証を交付する権限
20. 申請者が満たすべき要件
21. 林産物許可証の期間、条件及び様式
22. 林産物許可証の更新
23. 林産物許可証は移転又は譲渡不能
24. 実施すべき森林管理計画、森林伐採計画等
25. 本法又は許可証に対する違背があった場合、長官は許可証取得者に対し活動停止を命じることができる
26. 長官は、様式2による通知を取消することができる
27. 様式2による通知の送達後における許可証の停止及び取消し

第3章 特用林産物許可証

28. 特用林産物許可証により林産物の採取を許可する権限
29. 長官による特用林産物許可証の交付
30. 特用林産物許可証の期間、条件等、及び様式
31. 取得者死去時において特用林産物許可証は移転又は譲渡不能

第4章 使用許可証

32. 永久保存林の占有又は永久保存林における活動実施の禁止
33. 永久保存林の占有又は永久保存林における活動実施を許可する権限
34. 長官による使用許可証の交付
35. 林産物を取得する目的で使用許可証を交付しない
36. 使用許可証の期間、条件等及び様式

37. 取得者死去時において使用許可証は移転又は譲渡不能
38. 使用許可証は停止又は取消される可能性がある
39. 使用許可証の期限満了後に土地に残された動産

第5章—移動許可証

40. 特定の土地からの林産物の移動については移動許可証が必要となる
41. 林産物の移動を許可する権限
42. 長官による移動許可証の交付
43. 期間、条件等及び移動許可証の期間、条件及び様式
44. 取得者死去時において移動許可証は移転又は譲渡不能

第6章—永久保存林への立入

45. 永久保存林を疎林又は閉鎖林とすることを宣言する権限
46. 州当局は森林保護及び公衆等にとって必要なものを考慮する
47. 特定の場合を除き、閉鎖林への立入を行わない
48. 立入の権利を停止する権限
49. 疎林への立入の権利を制限する権限

第7章—永久保存林及び許可証取得区域における道路

50. 道路使用許可証なく林道を使用することを禁ずる
51. 長官は林道を建設することができる
52. 許可証取得者は道路の建設及び整備を行う
53. 許可証取得者が建設した又は整備する道路を当該取得者が使用する権利
54. 長官は林道使用者に対し許可証取得者への通行料の支払を求めることができる
55. 長官又は州当局は林道補修の欠如について責任を負わない

第8章—森林開発基金

56. 森林開発基金の設定及び運営
57. 基金に払い込まれるべき金銭
58. 基金の目的
59. 会計及び監査
60. 森林開発税

第V編 ロイヤルティ及びプレミアム

第1章—ロイヤルティ

61. 州当局に支払われるべきロイヤルティ

- 62. ロイヤルティの減額、軽減、又は放棄
- 63. 林産物の伐採及び移動が行われない場合

第2章－林産物の印付け

- 64. 長官は財産標の登録簿を管理する
- 65. 許可証取得者は林産物の印付けを行う

第3章－林産物の材積測定

- 66. 許可証取得区域から移動される林産物の材積測定場所
- 67. 譲渡地及び採掘地から移動される林産物の材積測定場所

第4章－林産物の所持

- 68. 移動証
- 69. 製材工場の作業員には移動証及び材積測定記録が必要となる
- 70. 移動証の交付及び様式
- 71. 適用除外

第5章－州当局に支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金の支払

- 72. ロイヤルティ等は算定完了をもって支払われるべきものとなる
- 73. 林産物の所有権
- 74. ロイヤルティ等が未払の場合、林産物は州当局に属する
- 75. 支払を保証するための納付金

第VI編 所有者不明の木材

- 76. 所有者不明の木材は州当局の所有物とみなす
- 77. 第76節に基づき回収された木材に関する公示
- 78. 所有権の主張に関する手続
- 79. 所有者不明の木材の処分
- 80. 木材の配送に先立ち権利主張者により行われるべき支払

第VII編 各種違反行為及び罰則

- 81. 永久保存林において禁じられている行為
- 82. 火に関する禁止事項
- 83. 不法投棄
- 84. 林産物の違法所持
- 85. 州間における林産物の移動には移動証が必要となる

86. 樹木及び木材に使用される印の偽造若しくは汚損、又は偽造のための道具の所持、及び界標の変更に対する罰則

87. 一般的刑罰

第VIII編 施行

第1章—逮捕、搜索、差押え及び操作の権限

88. 逮捕、差押え及び捜査の権限

89. 違反の目的物となった林産物の差押え

90. 令状のある搜索

91. 令状のない搜索

92. 搬送機器の停止及び搜索を行う権限

第2章—差し押さえられた物に関する規定

93. 差押えを行う管理官の義務

94. 差押えられた品物の没収

95. 差押えに関する費用、損害賠償等

第3章—雑則

96. 森林管理官は製材工場等に立入り、監察を行うことができる

97. 長官は特定の理由において林産物の採取を禁じることができる

98. 長官は、水路又は林道を閉鎖することができる

99. 権限カード

100. 森林管理官に対する情報の提供

101A. 報酬

101B. 告発人の保護

101. 違反行為の示談

101A. 裁判所の取消し及び資格失効を命じる権限

第IX編 雑則

102. 通知の送達

103. 州当局による裁判及び州当局に対する裁判

104. 推定

105. 林産物等の価値に関する長官による証明書

106. 森林管理官、警察官、軍隊の隊員その他の人員の保護

107. 権限の濫用

- 108. 州政府に支払われるべき金銭の回収
- 109. 法人による違反行為
- 110. パートナー、使用人又は代理人による違反行為
- 110A. 許可証取得者又は所有者による違反行為
- 111. 規則

第X編 廃止、経過規定等

- 112. 既存の法律の廃止
- 113. 効力維持
- 114. 連邦直轄領クアラルンプールにおける準用
- 115. 管理官に関する経過規定
- 116. 州政府による追加の経過規定等を設定する権限
- 117. 規則、命令等に関する経過規定

マレーシア国法

法律313

1984年国家森林法

マレーシアの各州における森林及び林業開発の運営、管理及び保全、並びにこれに関連する目的について定めるための法律。

[連邦直轄領クアラルンプール
1986年4月1日P.U. (BJ 148/1986
連邦直轄領ラブアン
1994年1月15日P.U. (B) 27/1994]

森林及び林業開発の運営、管理及び保全に関する法律を制定ためマレーシア各州の法律の整合性を促進する目的においてのみ適切である。

これにより、連邦憲法第76条第(1)(b)号に準拠し、Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agongにより、招集された議会においてDewan Negara及びDewan Rakyatの助言及び同意を受け、同権限により、以下を制定する：

第I編 序章

略称、適用範囲及び開始時期

1. (1) 本法は「1984年国家森林法」と称することができ、マレーシア全域に適用される。

(2) 本法は、連邦憲法第76条第(3)号に準拠して州議会が制定した法律により採択されていない限り、州内において効力を生じない。

(3) 本法は、連邦直轄領クアラルンプールにおいて、大臣が官報での通知により指定することのできる日付に効力を生ずる。

(4) その他の連邦直轄領において、本法は、大臣が官報での通知により指定することのできる日付に効力を生ずる。また、当該連邦直轄領における本法の適用に際し、本法は、大臣が適宜命令により行うことのできる改変に準ずる。

解釈

2. (1) 本法では、文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、

「算定書」とは、あらゆる者に宛てた、当該者が州当局に支払うべきロイヤルティ、プレミアム、租税、料金又はその他の金銭の額を指定する表示書をいう。

「界標」は、長官がこれを設置すべきとした、標石、鉄管又は鉄製の五寸釘、木釘又は木製の標識、コンクリート製の標識又は柱、印付けが行われた樹木、あるいは調査用のその他の印を含む。

「家畜」は、象、水牛、馬、子馬、ラバ、ロバ、豚、羊及び山羊を含む。

「閉鎖林」とは、第45節に基づき閉鎖林として宣言された又は閉鎖林とみなされる、あらゆる永久保存林又はその一区域をいう。

「製材工場」とは、構造物があるかどうか又は改良されているかどうかに関わらず、林産物が製材される又は林産物を製材することのできる、あらゆる工場、製造所又は施設をいう。

林産物に関連して「製材する」とは、以下を除くあらゆる方法で加工又は処理することをいう。

- (a) 林産物を収穫する、採集する、又は林産物が収穫若しくは採集された場所から移動する。
- (b) 森林から移動する目的でこれが必要又は適切な場合において、鋸でひく、枝を切断する又は皮を除去する、又は
- (c) 何らかの規則によりこれが特定の認められる場合、森林において林産物の仕上げを行う。

「製材品」とは、木を裁断する、鋸断する、切り出す、割る、成形する又は仕上げることで生産される、燃料用以外での使用が意図される木材をいう。

「搬送機器」は、船舶、列車、車輛、航空機、又は人若しくは物を運ぶことのできるあらゆる輸送手段を含む。

「長官」とは、第3節(1)に基づき任命される州林業局長官をいい、州林業局長官代理を含み、第25節、第26節及び第27節においては郡森林担当官を含

む。

「立入許可証」とは、第47節（1）（c）に基づき永久保存林に立入るための許可証をいう。

「森林伐採計画書」とは、特定の永久保存林若しくは州有地又はその一区画における樹木の秩序的な取得を確保するため当該樹木の取得方法及び手法について規定する事業計画をいう。

「森林管理計画書」とは、特定の永久保存林又はその一区画について保続生産の方式に基づく樹木の秩序的な取得、再生及び保全を確保するため規定された森林保有、経済又は保全活動若しくはプログラムに関する事業計画をいう。

「森林に関する違反行為」とは、本法に基づく違反行為をいう。

「森林管理官」とは、第3（1）項に基づき任命される管理官をいう。

「林産物」は以下を含む。

(a) 永久保存林に存在する又は永久保存林から運び出される以下のもの：

糞化石、泥炭、岩、海砂、川砂、貝殻、貝砂及び表土

(b) 永久保存林若しくは州有地に存在する又は永久保存林若しくは州有地から運び出される以下のもの：

(i) 樹木及び、下文に記述がない、樹木のあらゆる部分又は生産物

(ii) つる性植物、ほふく植物及び草を含む植物、並びに当該植物のあらゆる部分又は生産物

(iii) 絹、繭、蜂蜜及びろう、並びに食用の鳥の巣

(c) 永久保存林、州有地、採掘地、保留地又は譲渡地に存在するかどうか、又は永久保存林、州有地、採掘地、保留地若しくは譲渡地から運び出されたかどうかに関わらず、以下のもの：

木材、燃料木材、炭、樹液、グッタベルカの葉、木油、樹皮、樹皮抽、樹脂及びニツパヤシ

「林道」とは、永久保存林内のあらゆる道路をいうが、連邦又は州の道路として宣言されているものを含まない。

「様式」の後に番号が続くものは、附則1に定める、当該の番号により特定される様式をいう。

「様式2による通知」とは、第25節に基づき発行された通知をいう。

「燃料木材」とは、燃料としての消費にのみ適した木材、又は燃料として消費する目的で合法的に裁断され、その他の目的では使用されない又は長官がその他の目的での使用が意図されないと認めた木材。

「糞化石」は、鳥類及びコウモリの糞を含む。

「許可証」とは、第IV編第2章に基づき交付される許可証をいう。

「許可証取得区域」とは、第20(a)項に基づき境界線で示された区域をいう。

「許可証取得者」とは、許可証を交付された者をいう。

「主要林産物」とは、附則2の第A編に指定される林産物をいう。

林産物に関連して「印」とは、林産物を特定するための印付け、塗装、刻印、タグ付けその他を行うことをいう。また、「印」は林産物を特定するために使用されるあらゆる文字、数字、記号又はその他の表示を含む。

「軍隊の隊員」軍隊において上等兵以上の階級にある隊員をいう。

「大臣」とは、林業について責任を有する大臣をいう。

「特用林産物」とは、附則2第B編に指定される林産物をいう。

「特用林産物許可証」とは、第IV編第3章に基づき交付される特用林産物許可証をいう。

「疎林」とは、第45節に基づき疎林として宣言された、あらゆる永久保存林又はその一区画をいう。

「永久保存林」とは、本法に基づき永久保存林に設定された又は設定されたとみなされる土地をいう。

「丸太」とは、樹木から裁断された、最長延長直径が30センチ未満の部位であって、樹皮及び突出枝を除去する以外、使用に向けてそれ以上の加工が行われていないものをいう。

「警察官」とは、マレーシア王立警察の一員をいう。

「プレミアム」は、プレミアムの代わりとして算定することが認められてい

る金額を含む。

「所定の」とは、規則により規定されることをいう。

「過去の森林関連法」とは、本法が効力を生ずる以前のあらゆる時点において州内で効力を有する、森林に関連するあらゆる法律をいう。

「財産標」とは、許可証取得者が、当該木材に関するすべてのロイヤルティ、租税、及びその他の課徴金を州政府に支払った後、及び移動証を取得した後に木材に刻印することのできる、当該取得者の所有権を表示するための印をいう。

「材積測定記録」とは、第V編第3章の規定及び何らかの規則の規定に従い森林管理官により作成された林産物の材積測定記録をいう。

「森林再生計画」とは、永久保存林内の区画における樹木作物の設定又は樹木の再生に関連する事業計画をいう。

「移動許可証」とは、第IV編第5章に基づき交付される移動許可証をいう。

「移動証」とは、第70節に基づき交付される、林産物の移動のための証書をいう。

「道路」は、道、小道、橋梁、線路を敷くための及び空地を含む。

「道路使用許可証」とは、第50節に基づき交付される道路使用許可証をいう。

「丸太材」とは、樹木から裁断された、最長延長直径が30センチ未満の部位であって、樹皮及び突出枝を除去する、及び輸送又は製材を容易にするため大まかに四角く裁断する又は長手方向に切り分けて4つ以下の部分に分割する以外、使用に向けてそれ以上の加工が行われていないものをいう。

「ロイヤルティ」は、ロイヤルティの代わりとしてこれを算定することが認められている金額を含む。

「規則」とは、本法に基づき作成された規則をいう。

「使用人」とは、マレーシア国民であるかどうかに関わらず、賃金により雇われたあらゆる者をいう。

「国家金融当局」は、1967年金融手続に関する法律[法律61]において付与されたそれと同様の意味を持つ。

林産物に関連して「採取する(take)」は、以下に関係するすべての活動を含む。

- (a) あらゆる林産物の収穫、採集、樹液採取、採石又は移動。
- (b) 林産物を傷つける又はこれに損害を与える行為、又は
- (c) 林産物における家畜の放牧。

「木材」は、倒木、伐採された樹木、及び、何らかの目的で裁断、仕上げ、又はくり抜き加工が行われたかどうかに関わらずすべての木を含む。

「樹木」は、根、切り株、茎、枝、葉、下生え、ヤシ、竹、しゅろ、籐、及びつる植物を含む。

「使用許可証」とは、第IV編第4章に基づき交付される使用許可証をいう。

(2) 上記(1)に従い、及び文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、本法において使用されるすべての語彙及び表現のうち国家土地法[1965年法律56]に定義しているものについては、当該の法律において与えられた意味を持つものとみなされる。

ただし、トレンガヌ州においては、「譲渡地」はあらゆる土地法の制定に先立ち王立特権に基づき付与された権益も含む。

(3) 本法において、本法又は特定の成文法に言及する場合、本法又は特定の成文法に基づき設定された補助法令への言及を含む。

第II編 運営

管理官の任命

3. (1) 本法の適用上、州当局は、州林業局長官並びに必要な人数の州林業局長官代理、州林業局長官補佐、郡森林担当官、郡森林担当官補佐及びその他の管理官を任命することができる。

(2) 州林業局長官、州林業局長官代理、州林業局長官補佐、郡森林担当官、郡森林担当官補佐及びその他の必要な管理官の任命については、*官報*に掲載する。

長官の責務

4. 長官は、

- (a) 本法の規定の州内における適切な実施についての州当局に対する責

任を有する。

- (b) 保続生産の方式に基づき体積又は面積として算出した許容伐採量について規定する、州森林管理計画の策定及び実施が行われるようにする。
- (c) 森林再生計画が策定及び実施されるようにする。
- (d) 上記 (b) 及び (c) に基づきそれぞれ策定された州森林管理計画及び森林再生計画について、時折見直しが行われるようにする。
- (e) アメニティ林関連プログラムが策定及び実施されるようにする。
- (f) 前会計年度における州林業局の活動について年次報告書が作成され、これが毎年6月30日までに州当局及び連邦林業局長官に提出されるようにする。
- (g) 上記 (b)、(c)、(d)、(e)、及び (f) の目的における次期会計年度の年次予算が毎年9月30日までに作成され州財政当局に提出されるようにする。
- (h) 州当局がその時々決定することのできる、その他の任務を遂行する。

長官による権限の委託

5. (1) 長官は、書面により、当該の委託に関する文書において規定できる条件及び制限に従い、以下の行使及び遂行について委託することができる。

- (a) 本法に基づき長官に付与された又は課せられたあらゆる権限又は任務について、群の森林管理官補佐以上の階級のあらゆる森林管理官に委託することができる、及び
- (b) 第88節、第89節、第90節、第91節、第92節又は第93節に基づき長官に付与された又は課せられたあらゆる権限又は任務について、軍隊のあらゆる隊員に委託することができる

ただし、第88節に基づく軍隊のいかなる隊員に対する委託においても、これは捜査権限の委託を含まない。

(2) 本節に基づくいかなる権限又は任務に関するいかなる委託も、長官がこれを適切とみなす場合における長官自身による権限の行使又は任務の遂行を妨げるものではない。

長官に対する州当局の権限の委託

6. 州当局は、官報での通知により、本法に基づき州当局に付与された又は課せられたあらゆる権限又は任務の行使又は遂行（通知において規定できる条件及び制限に従う）を委託することができる

ただし、

- (a) 本節は、本法に基づき規則を設定する州政府による権限には適用されない、及び
- (b) 本節に基づき行われるいかなる権限又は任務に関する通知も、州当局がこれを適切とみなす場合における州当局による権限の行使又は任務の遂行を妨げるものではない。

第III編 永久保存林

第1章—永久保存林

永久保存林を設定する権限

7. (1) 州当局は、以下の通知を官報に掲載することで、あらゆる土地を永久保存林に設定することができる。

- (a) 当該の土地の状態及び範囲を指定する、及び
- (b) 通知に指定される日付をもって当該の土地を永久保存林とすることを宣言する。

(2) 当該の通知に指定される日付をもって当該の土地は永久保存林とされる。

永久保存林とみなされる既存の保存林

8. 過去のあらゆる森林関連法に基づき保存林に設定されたあらゆる土地は、永久保存林としてみなされるものとする。

永久保存林に設定される土地の取得

9. 州有地、保留地、又は州当局に帰属する土地を除くあらゆる土地について、州当局がこれを永久保存林に設定するうえで適切とみなす場合、州当局は、当

該時点において州内で効力を有する公用の土地取得に関連するあらゆる成文法に基づき当該の土地が取得されるようにすることができ、また、当該の成文法に基づき必要とされるあらゆる宣言を行うことができ、当該の宣言は、当該の成文法に従い当該の土地を公用に必要な土地として宣言した場合と同等の効力を持つ。

第2章－永久保存林の分類

長官は永久保存林の分類を行う

10. (1) 長官は、州当局の承認を得たうえで、*官報*での通知により、すべての永久保存林を、当該の土地の一又は二以上の使用目的若しくは意図される使用目的の説明に当てはまる、以下の一又は二以上の種類に分類する。

- (a) 持続的な生産林
- (b) 土壌保全林
- (c) 土壌再生林
- (d) 洪水調整林
- (e) 集水林
- (f) 野生生物保護区
- (g) 原生林保存林
- (h) アメニティ林
- (i) 教育林
- (j) 研究林
- (k) 連邦目的林

(2) 上記(1)の適用上、いかなる永久保存林についても、これをいくつかの区画に分割することができ、通知においては各区画について状態及び範囲を指定し、また、各区画を上記(1)に列記される一又は二以上の種類に分類することができる。

(3) 長官は、州当局の承認を得たうえで、*官報*での通知により、上記(1)に基づき分類された永久保存林又はその一区域に関する一又は二以上の目的に

変更があった場合、永久保存林又はその一区域について分類変更を行う。

(4) 永久保存林は、上記(1)に基づき分類されるまで、第(1)(a)項に基づき分類されたものとみなされる。

第3章—永久保存林の設定を解除される土地

州当局は永久保存林に設定された土地についてその設定を解除することができる

11. (1) 州当局は、永久保存林に設定されている土地が以下であると確信した場合。

- (a) 土地が第10節に基づき分類された種別の目的において当該時点では必要とされていない場合、及び
- (b) 当該時点における用途よりも経済的な使用のために必要とされる場合、

州当局は当該の土地について永久保存林の設定を解除することができる。

州当局は永久保存林の設定を解除した土地について補填を行う

12. 第11節に基づき土地が設定を解除された場合、州当局は可能な限り、及び以下を考慮してこれが国益にかなうと確信した場合。

- (a) 土壌及び水源を保全する必要性、生物多様性及びその他の環境上の考慮
- (b) 林産業の要件を満たすため州内における木材生産量を保続させる必要性
- (c) 州の経済開発、及び
- (d) 適切な土地の入手可能性

第7節に従い、同等の面積の土地を永久保存林に設定する。

州政府は永久保存林の設定が解除されたあらゆる土地について官報での通知を行う

13. (1) 何らかの土地について永久保存林の設定を解除したすべての場合

において、州当局は以下の通知が官報に掲載されるようにする。

- (a) 当該の土地の状況及び範囲を指定する、及び
- (b) 通知に指定される日付をもって当該の土地は永久保存林でなくなることを宣言する。

当該の通知に指定される日付をもって当該の土地は永久保存林でなくなるものとする。

第IV編 森林管理及び開発

第1章—永久保存林及び州有地の林産物に関する所有権

すべての林産物について州当局がその所有権を有する

14. 永久保存林又は州有地に位置、存在、生息又は由来するすべての林産物について、当該林産物に関する権利が本法又はその他のあらゆる成文法の規定に従い特定の処分された場合を除き、州当局が所有権を有する。

許可証の交付を受けた場合等を除く、永久保存林又は州有地における林産物の採取の禁止

15. (1) 何人も、以下の場合を除き、永久保存林又は州有地から林産物を採取しない。

- (a) 林産物許可証、特用林産物許可証、又は使用許可証による権限に基づく場合、又は
- (b) その他の成文法に従う場合。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、50万リンギット¹を超えない額の罰金、及び1年以上かつ20年を超えない禁固刑に処せられる。

(3) 本節に基づく違反行為で有罪となった者は、有罪判決時に処せられる刑罰に加え、違法に採取した林産物に関して州当局に対する以下の支払いを命じられる可能性がある。

¹旧法では「1万リンギットを超えない額の罰金又は3年を超えない禁固刑、又はその両方」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

- (a) ロイヤルティ、プレミアム及び租税の10倍に相当する額を超えない金額
- (b) 当該林産物の価値の10倍に相当する額を超えない金額、及び
- (c) 支払われるべきその他のあらゆる料金

当該の支払われるべきあらゆる金額について、罰金に処せられた場合と同様の扱いにてこれを徴収することができる。

入札、合意等により林産物許可証、使用許可証等を交付する権限

16. 以下のあらゆる許可について、

- (a) 林産物許可証又は特用林産物の許可証により永久保存林又は州有地から林産物を採取する、又は
- (b) 使用許可証により永久保存林内のあらゆる土地を占有する又は当該の土地で活動を実施する、

州当局は、以下の場合当該許可を付与することができる。

- (aa) 当該許可に関して入札の募集が行われるようにした後
- (bb) 当該許可に関する合意の交渉を行った後、又は
- (cc) 州当局が特定の事案の状況に鑑みて適切とみなすその他の方法又は手続による。

許可証等の決定をもって建物は州当局に属する

17. (1) 本法又は過去の森林関連法に基づき交付される林産物許可証、特用林産物許可証、又は使用許可証の決定をもって、下記(3)に従い、当該の土地に存する移動可能な一時的な建造物以外のすべての建物(建設者は問わない)は州当局に属する。

(2) 下記(3)に従い、本節に準拠し州当局に属する建物について、州当局はいかなる補償金も支払うべきとされない。

(3) 上記(1)及び(2)は効力を有するが、許可証に別段の規定がある場合はこれに従う。

規定の変更又は期間の延長に関する州当局の権限

18. 州当局は、以下を行うことができる。

- (a) 本法又は過去のあらゆる森林関連法の規定に基づき交付されたあらゆる許可証、特用林産物許可証、使用許可証又は移動許可証に含まれるあらゆる規定について、当該規定の遵守が不可能である、又は当該の許可証、特用林産物許可証、移動許可証若しくは使用許可証の取得者若しくは所有者に重大な困難が生じると州当局が確信した場合、それぞれの場合に応じ、これを変更又は撤回する、及び
- (b) 本法の規定により実施が必要となる行為が実施されるべき期限について、州当局が適切と考える期間でこれを延長する。

第2章－林産物許可証

永久保存林又は州有地における林産物の採取について許可証を交付する権限

19. 州当局は、本章及び何らかの規則の規定に従い、林産物許可証に基づくあらゆる永久保存林又は州有地における林産物の採取を許可することができる。

申請者が満たすべき要件

20. 州当局がこれを免除した場合を除き、長官は、あらゆる林産物許可証の交付に先立ち、申請者に対し以下のいずれかの項目又はすべての項目を満たすよう求める。

- (a) 申請者は、林産物許可証の対象となる地域又はその一区画の地表において、許可証が交付された場合に申請者が活動を実施することになる区画について境界を定め、長官は許可証の規定に従い当該区域又は区画の状態及び範囲を決定する。
- (b) 以下を策定する。
 - (i) 森林管理計画書又は森林伐採計画書、及び
 - (ii) 長官が指定する方法における森林再生計画書。
- (c) 長官に対し、長官が承認した財産標について登録手続きを行う。

林産物許可証の期間、条件及び様式

21. (1) 別段の規定がある場合を除き、交付されるすべての林産物許可証

について、その有効期間は交付日より12ヶ月間とし、第22節に従い時折更新することができる。

(2) すべての林産物許可証は、規定される可能性のあるその他のあらゆる規定に反さない限り、許可証に記載される規定に従い効力を有する。

(3) すべての林産物許可証は様式1に則り作成し、当該許可証を更新する際には、更新を支持する記述及び更新後に意図される有効期限の日付を含める。

林産物許可証の更新

22. (1) 林産物許可証は、州当局に代わり長官がこれを更新することができるが、州当局による別段の指示がある場合にはこれに従うとともにあらゆる規則に従う。

(2) すべての更新申請について、林産物許可証の有効期限から30日以内に申請書を長官に提出する。

(3) 長官が申請を認めた場合、林産物許可証を6ヶ月以内の期間で更新することができ、更新にあたり許可証に含まれる規定を変更する、削除する又は規定を追加することができる。

林産物許可証は移転又は譲渡不能

23. (1) 下記(2)及び(3)の定めを除き、林産物許可証は移転不能又は譲渡不能とし、その時点で許可証を所有している個人が死去した又は団体が解散した場合には当該の許可証は失効する。

(2) 法廷組織に交付された林産物許可証については、州当局の書面による事前の同意を得たうえで移転又は譲渡することができる。

(3) 州当局は、その時点で許可証を所有している個人が死去した又は決定能力を失った場合、当該の許可証について移転又は譲渡を認めることができる。

実施すべき森林管理計画、森林伐採計画等

24. (1) 第20節に基づき以下を必要とされる許可証取得者は、

(a) 該当する場合、森林管理計画書又は森林伐採計画書、及び

(b) 森林再生計画書、

長官が指定する日付より、長官が満足するよう当該の計画を実施する。

(2) 許可証取得者が、妥当な理由なく、長官が満足するよう森林再生計画を実施しない場合、長官は、許可証の取消しに加え、州当局が当該の計画を実行した場合又は計画の実施を他の者に依頼した場合に発生することになる費用の相当額を州当局に対して支払うよう求めることができ、当該の費用については州当局が規定することのできる指針及び料金に従い長官が判断する。

本法又は許可証に対する違背があった場合、長官は許可証取得者に対し活動停止を命じることができる

25. (1) 長官は、許可証取得者が本法又は許可証の規定に違背したと信じるに足る理由がある場合、様式2に則り当該許可証取得者に対する通知の送達を行い、当該者、当該者の使用人及び代理人に対し許可証の対象地域又はその一区域におけるすべての活動を即座に停止するよう命じることができる。

(2) 様式2による通知を遵守しないいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リンギット²を超えない額の罰金、又は5年³を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。また、違反が継続する場合は、違反行為が継続された期間について1日あたり又は半日あたり千リンギット⁴を超えない追加の罰金に処せられる。

長官は、様式2による通知を取消すことができる

26. 長官は、これを正当又は適切とみなす場合、あらゆる時点において、様式2による通知を取消すことができる。

様式2による通知の送達後における許可証の停止及び取消し

27. (1) 様式2による通知が第26節に基づき当該時点より前に取消された場合を除き、長官は当該通知の送達から60日以内に、通知に記名された許可証取得者に対し、長官の下に出頭し許可証の停止又は取消しを行なうべきでない正当な理由を示すよう求める。

(2) 上記(1)に基づき正当な理由を示すため出頭を求められた者には、当該者が行ったとされる違背についての詳細が長官により書面で提供され、また、当該者は、本人が出頭する又は当該者により書面で権限を授与された代理人を起用することができる。

(3) 長官は、審問を行った後、許可証取得者が本法又は許可証の規定に違背したと確信した場合、以下を行うことができる。

² 旧法では「5千リンギット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

³ 旧法では「2年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

⁴ 旧法では「3百リンギット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

(a) 許可証を取消す、又は

(b) 長官が決定できる期間において許可証を停止する。

(4) 上記(3)に基づく長官の決定により不当な扱いを受けた者は、決定を受領した日付から30日以内に州当局に申立てを行うことができ、当該当局の決定事項を最終決定とする。

(5) 上記(3)に基づく長官の決定は、上記(4)に基づく申立てに関わらず、即時的に効力を有する。

第3章－特用林産物許可証

特用林産物許可証により林産物の採取を許可する権限

28. 州当局は、本章及び何らかの規則の規定に従い、許可証（特用林産物許可証として知られる）に基づく、以下のあらゆる場所における、70立方メートルを超えない範囲の林産物又はあらゆる特用林産物の採取を許可することができる。

(a) 永久保存林、又は

(b) 州有地。

長官による特用林産物許可証の交付

29. 特用林産物許可証について、州当局に代わり長官がこれを交付又は更新することができるが、州当局による別段の指示がある場合にはこれに従うとともにあらゆる規則に従う。

特用林産物許可証の期間、条件等、及び様式

30. (1) 別段の規定がある場合を除き、交付されるすべての特用林産物許可証について、有効期間は最大で許可証が開始された暦年の最終日までとし、下記(3)に従い、時折更新することができる。

(2) すべての特用林産物許可証は、規定される可能性のあるその他のあらゆる規定に反さない限り、許可証に記載される規定に従い効力を有する。

(3) 長官は、許可証の有効期限から30日以内に特用林産物許可証所有者により行われた申請を受け、許可証を6ヶ月以内の期間で更新ことができ、更新にあたり許可証に含まれる規定を変更する、削除する又は規定を追加する

ことができる。

(4) すべての特用林産物許可証は様式3に則り作成し、当該許可証を更新する際には、更新を支持する記述及び更新後に意図される有効期限の日付を含める。

取得者死去時において特用林産物許可証は移転又は譲渡不能

31. 特用林産物許可証は譲渡不能とし、その時点で許可証を所有する個人が死去した又は団体が解散した場合には当該の特用林産物許可証は失効する。

第4章—使用許可証

永久保存林の占有又は永久保存林における活動実施の禁止

32. (1) 下記(3)に従い、何人も、使用許可証の所有者でない限り、永久保存林内の土地を占有しない又は当該の土地において活動を実施しない。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リンギット⁵を超えない額の罰金、又は5年⁶を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

(3) 上記(1)は、永久保存林内のあらゆる土地の占有又は当該の土地における活動実施が以下に該当する場合には適用されない。

- (a) あらゆる許可証、特用林産物許可証、立入許可証又は道路使用許可証により付与された権限の行使又は課せられた任務の遂行、又は
- (b) 当該の行為が本法において認められている又は必要とされる。

永久保存林の占有又は永久保存林における活動実施を許可する権限

33. (1) 州当局は、本章及びあらゆる規則の規定に従い、永久保存林内のあらゆる土地の占有又は当該の土地における活動実施を許可することができる。

(2) 上記(1)に基づき州当局により交付される、永久保存林内のあらゆる土地の占有又は当該の土地におけるあらゆる活動の実施を認める許可証は、

⁵ 旧法では「5千リンギット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

⁶ 旧法では「2年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

使用許可証として知られるものとする。

長官による使用許可証の交付

34. 以下を実施するための使用許可証について、州当局に代わり長官がこれを交付又は更新することができるが、州当局による別段の指示がある場合にはこれに従うとともにあらゆる規則に従う。

- (a) 研究
- (b) 教育及び訓練
- (c) 娯楽
- (d) 水力発電ダムの建設又は操業以外における水資源の利用
- (e) 野菜作物及び家畜用農作物の栽培
- (f) 製材工場の設立
- (g) 伐木の産業基盤を構築する。

林産物を取得する目的で使用許可証を交付しない

35. 本章に定めるいかなる規定も、永久保存林における使用許可証所有者による林産物の取得を許可する目的で使用許可証を交付することを認めるものとは解釈されないが、交付される使用許可証には、以下の場合における指定区域での許可証所有者による林産物の取得を許可する規定が含まれる可能性がある。

- (a) 当該林産物の取得が、使用許可証が交付された目的に附帯する又は当該目的において必要な場合、又は
- (b) 使用許可証に基づき、許可証所有者による当該林産物の生育が認められている。

使用許可証の期間、条件等及び様式

36. (1) 別段の規定がある場合を除き、交付されるすべての使用許可証について、有効期間は最大で許可証が開始された暦年の最終日までとし、下記(3)に従い、時折更新することができる。

(2) すべての使用許可証は、規定される可能性のあるその他のあらゆる規定に反さない限り、許可証に記載される規定に従い効力を有する。

(3) 長官は、許可証の有効期限から30日以内に使用許可証所有者により行われた申請を受け、許可証を1暦年以内の期間で更新することができ、更新にあたり許可証に含まれる規定を変更する、削除する又は規定を追加することができる。

(4) すべての使用許可証は様式4に則り作成し、当該許可証を更新する際には、更新を支持する記述及び更新後に意図される有効期限の日付を含める。

取得者死去時において使用許可証は移転又は譲渡不能

37. 使用許可証は譲渡不能とし、その時点で許可証を所有する個人が死亡した又は団体が解散した場合には当該の使用許可証は失効する。

使用許可証は停止又は取消される可能性がある

38. 使用許可証について、第25節、第26節及び第27節に規定される方法及び範囲で、当該節に言及される許可証の場合と同様に、これを停止する又は取消することができる。

使用許可証の期限満了後に土地に残された動産

39. 使用許可証の対象とする土地に持ち込まれたいかなる動産についても、使用許可証の有効期間内において所有者はこれを持出すことができるが、許可証の期限又は取消してから90日以上期間にわたり動産が当該の土地に残されている場合、長官は適切とみなす方法で当該動産を処分することができ、当該動産の処分に長官が要した費用を使用許可証所有者から回収することができる。

第5章－移動許可証

特定の土地からの林産物の移動については移動許可証が必要となる

40. (1) 何人も、以下のいかなる土地からも林産物を移動しない。

- (a) 譲渡地
- (b) 暫定占有許可証に基づき占有されている土地
- (c) 採掘地、又は
- (d) 保留地、

ただし、当該者が移動許可証の所有者である場合を除く。

(2) 本節に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、50万リンギット⁷を超えない額の罰金、及び1年以上かつ20年を超えない禁固刑に処せられる。

(2A) 本節に基づく違反行為で有罪となった者は、有罪判決時に処せられる刑罰に加え、違法に採取した林産物に関して州当局に対する以下の支払いを命じられる可能性がある。

- (a) ロイヤルティ、プレミアム及び租税の10倍相当の額を超えない金額
- (b) 当該林産物の価値の10倍相当の額を超えない金額
- (c) その他の支払われるべきあらゆる料金、

当該の支払われるべきあらゆる金額について、罰金に処せられた場合と同様の扱いにてこれを徴収することができる。

(3) 州当局は、第62(2)(b)項に指定される目的での先住民によるいかなる譲渡地からのいかなる林産物の移動についても、これを本節の適用除外とすることができる。

林産物の移動を許可する権限

41. 州当局は、本章及び何らかの規則の規定に従い、許可証（移動許可証として知られる）に基づく、以下のあらゆる場所からのあらゆる林産物の移動を許可することができる。

- (a) 譲渡地
- (b) 保留地
- (c) 採掘地、又は
- (d) 暫定占有許可証に基づき占有されている土地。

長官による移動許可証の交付

42. (1) 移動許可証について、州当局に代わり長官がこれを交付することができるが、州当局による別段の指示がある場合にはこれに従うとともにあら

⁷旧法では「千リンギットを超えない額の罰金又は6カ月を超えない禁固刑、あるいはその両方」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

ゆる規則に従う。

(2) 移動許可証は、以下の場合においてのみ交付される。

- (a) 譲渡地の場合、当該譲渡地の所有者に対する交付、又は当該者の同意によりその他のあらゆる者に対する交付
- (b) 暫定占有許可証に基づき占有されている土地の場合、当該許可証の所有者に対する交付、又は当該者の同意によりその他のあらゆる者に対する交付
- (c) 採掘地の場合、当該採掘地のリース権又は証明書が付与又は交付された者に対する交付、又は当該者の同意によりその他のあらゆる者に対する交付、又は
- (d) 保留地の場合
 - (i) 国家土地法に基づき一時的に保留地を管理する管理官として指名された者に対する交付、又は当該者の同意によりその他のあらゆる者に対する交付、又は
 - (ii) 州当局からの賃借地の場合、土地の賃借が認められた者に対する交付、又は当該者の同意によりその他のあらゆる者に対する交付。

期間、条件等及び移動許可証の期間、条件及び様式

43. (1) 別段の規定がある場合を除き、交付されるすべての移動許可証について、その有効期間は交付日より6ヶ月間とする

(2) すべての移動許可証は、規定される可能性のあるその他のあらゆる規定に反さない限り、許可証に記載される規定に従い効力を有する。

(3) すべての移動許可証は、様式5に則る。

取得者死去時において移動許可証は移転又は譲渡不能

44. 移動許可証は譲渡不能とし、その時点で許可証を所有する個人が死去した又は団体が解散した場合には当該の移動許可証は失効する。

永久保存林を疎林又は閉鎖林とすることを宣言する権限

45. 州当局は、官報での通知により、あらゆる永久保存林又はその一区域を疎林又は閉鎖林とすることを宣言することができ、永久保存林又はその一区域を疎林とする宣言が行われるまで、当該保存林又は区域は閉鎖林とみなされる。

州当局は森林保護及び公衆等にとって必要なものを考慮する

46. 第45条に基づく権限の行使にあたり、州当局は、森林及び環境を保護する必要性並びに公衆にとって必要な娯楽及びその他のものについて適切な考慮を行う。

特定の場合を除き、閉鎖林への立入を行わない

47. (1) 何人も、以下の場合を除き、閉鎖林への立入を行わない。

- (a) 許可証取得者、その使用人又は代理人、ただし当該許可証により付与された権利の行使を目的とした立入に限る
- (b) 森林管理官又はその他の成文法により権限を授与された者、ただし任命された又は権限を授与された任務の遂行を目的とした立入に限る
- (c) 永久保存林への立入許可証を所有する者、ただし当該許可証に記載される期間に限る
- (d) 使用許可証所有者、その使用人及び代理人、ただし当該使用許可証により付与された権利の行使を目的とした立入に限る、及び
- (e) 長官により書面で権限を授与された者、ただし権限を授与された目的における立入に限る。

(2) 立入許可証の交付を行うことができるのは、長官又は長官により立入許可証を交付する権限を授与された森林管理官のみである。

(3) すべての立入許可証は、様式6に則る。

(4) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、1万リンギット⁸を超えない額の罰金、又は3年⁹を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

⁸ 旧法では「500リンギット」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

⁹ 旧法では「3カ月」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

立入の権利を停止する権限

48. 長官又は立入許可証を交付する権限を授与された管理官は、以下の場合、第47 (a) 項、第47 (b) 項、及び第47 (c) 項に言及される者について立入の権利を停止することができる。

(a) 長官又は当該管理官が、以下に対する違背が行われたと疑うに足る妥当な理由を有する場合。

(i) 本法の規定又は

(ii) 林産物許可証、特用林産物許可証、使用許可証、立入許可証又は道路使用許可証、又は

(b) 森林を脅かす可能性のある事件若しくは状況又は火災若しくは危険が発生した場合。

疎林への立入の権利を制限する権限

49. 長官は、いかなる者又はいかなる階級に属する者による疎林への立入の権利についても、長官が適切と考える条件又は制限を課すことができる。

第7章—永久保存林及び許可証取得区域における道路

道路使用許可証なく林道を使用することを禁ずる

50. (1) 何人も、長官により交付された道路使用許可証の所有者でない限り、いかなる林道においても車輛を使用しない。

(2) すべての道路使用許可証は、様式7に則る。

(3) 長官は、いかなる者又はいかなる階級に属する者についても、上記(1)の適用除外とすることができる。

(4) 本節に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、1万リングット¹⁰を超えない額の罰金に処せられる。

(5) 本節において「車輛」とは、その内部に含まれる機構を動力源とする、道路上で使用可能なものとして製造又は構成された、あらゆる種類の車輛をいう。

¹⁰ 旧法では「250リングット」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

長官は林道を建設することができる

51. 長官は、本法の目的において必要と考える林道の建設又は整備が行われるようにすることができる。

許可証取得者は道路の建設及び整備を行う

52. 許可証取得者は、許可証取得区域及びその周囲において、当該取得者の負担により、森林管理計画又は森林伐採計画に規定されている又は長官により要求されるすべての道路を建設する。また、当該の道路及び許可証取得時点における既存の道路について、該当する場合、森林管理計画若しくは森林伐採計画又は長官の規定する要件に従い、当該の道路を建設し整備するとともに、許可証の期限が満了した時点で当該の道路から立ち退く。

許可証取得者が建設した又は整備する道路を当該取得者が使用する権利

53. 第52節に基づき道路を建設又は整備する許可証取得者、その使用人及び代理人は、当該の許可証取得区域から林産物を採取する目的で当該の道路を使用する権利を有し、また、第54条に基づく定めを除き、その他の者による当該道路の使用に対していかなる料金又は通行料も課さない。

長官は林道使用者に対し許可証取得者への通行料の支払を求めることができる

54. 第52節に基づき許可証取得者により建設された又は整備される林道に関して、長官が第50節（1）に基づき、許可証取得者、その使用人又は代理人以外の者による当該林道の使用を許可した場合、長官は当該の林道使用者に対し、当該道路の使用について長官が決定することのできる料金の通行料を許可証取得者に支払うよう指示することができる、ただし長官は許可証取得者に対する通行料の未払いについて責任を負わない。

長官又は州当局は林道補修の欠如について責任を負わない

55. 永久保存林又は許可取得区域において、州当局又は長官のいずれも、道路を補修又は整備する、又は何らかの状態又は危険を警告する標識を当該道路に立てる義務を有さない、また、当該道路の状態又は当該道路の建設水準若しくは整備水準を原因とする、いかなる者の負傷若しくは死去又はいかなる所有物への損害についても責任を負わない。

森林開発基金の設定及び運営

56. (1) 州当局は、「森林開発基金」(以後、「基金」という。)として知られる基金を設定する。

(2) 基金は、「森林開発基金委員会」(以後、「委員会」という。)として知られる委員会により運営され、委員会は以下の委員で構成される。

- (a) 州務長官を委員長とする
- (b) 州金融担当官、及び
- (c) 長官。

基金に払い込まれるべき金銭

57. (1) 以下を基金に払い込む。

- (a) 基金の適用上必要な資金としての、次期会計年度における州議会の年間拠出額
- (b) 第60節に基づき徴収される森林開発税
- (c) 基金の目的における連邦政府から州当局に対する融資又は助成金
- (d) 第24節(2)に基づき州当局に支払われるあらゆる金銭、及び
- (e) 過去の森林関連法に基づき、森林研究、森林保有事業、森林測量、森林調査、及び週内の森林開発に関連するその他の業務の資金に充てる目的で州当局により徴収されたあらゆる金銭のうち、まだ支出されていないもの。

(2) 基金に払い込まれたすべての金銭は、

- (a) マレーシア中央銀行又は1973年銀行法¹¹[法律102]に基づき公式に認可された銀行に預け入れられる、又は
- (b) 1949年管財関連法[法律208]に従い投資される。

基金の目的

58. 基金は、以下の目的に充てる。

¹¹ 1973年管財関連法[法律102]が廃止され、1989年管財及び金融機関法[法律372]が制定された。法律372の第128節を参照。

- (a) 第4 (b) 項に基づき必要となる州森林管理計画の策定
- (b) 第4 (c) 項に基づき必要となる森林再生計画の策定及び実施
- (c) 第4 (d) 項に基づき必要となる森林管理計画及び森林再生計画の見直し
- (d) 第4 (e) 項に基づき必要となるアメニティ林に関するプログラムの策定及び実施、及び
- (e) 第24節に基づく森林再生計画の実施において州当局が要した費用。

会計及び監査

59. (1) 委員会は、基金の運営に関する会計及びその他の記録が適切に整理され各会計年度について会計報告書が作成されるようにする。

(2) 委員会は、委員会の年次会計監査が監査長官により行われるようにする。

(3) 委員会の会計監査が行われてから直ぐ、会計年度末から6ヶ月以内に、委員会は監査対象の会計報告書の複写が、報告書又は委員会の会計についての監査長官による考察文書の複写と併せて州当局に伝達されるようにする。

(4) それぞれの場合に応じ、州首相又は首席大臣は、上記(3)に基づき州当局に伝達された報告書及び考察文書の複写が州議会に提出されるようにする。

森林開発税

60. (1) 基金の適用上、附則3に指定される林産物であって永久保存林、州有地、保留地、採掘地又は譲渡地から移動されるものに関して、当該附則に規定される税率の租税（森林開発税として知られる）を州当局に支払うべきものとする。

(2) 州当局は、命令により以下を行うことができる。

- (a) 森林開発税の徴収方法を規定する、及び
- (b) 附則3を修正する。

(3) 上記(1)は、第24節に基づく森林再生プログラムの実施が必要とされる許可証取得者による林産物の移動には適用されない。

第V編 ロイヤルティ及びプレミアム

第1章—ロイヤルティ

州当局に支払われるべきロイヤルティ

61. 採取されるすべての林産物について、官報に州当局が掲載するロイヤルティ料金表に定められた額のロイヤルティが州当局に支払われるべきものとする。

ロイヤルティの減額、軽減、又は放棄

62. (1) 第61節に関わらず、州当局は、林産物又は林産物の分類について、ロイヤルティを減額する、減じる、放棄する又は免除することができる。

(2) 長官は、以下に関するロイヤルティを減額する、減じる、放棄する又は免除することができるが、州当局による別段の指示がある場合はこれに従う。

(a) 以下を目的とした林産物又は林産物の分類。

- (i) 科学的目的又はその他の非商用目的
- (ii) 市場需要がほぼ又は全く存在せず採取が非経済的な林産物の様々な特質及び種の利用を奨励するため
- (iii) 火災、害虫、病気又はその他の要因により損害を受けた林産物の採取を奨励するため
- (iv) 林道の建設又は公益事業におけるあらゆる作業のため

(b) 以下の目的で先住民により州有地又は譲渡地から採取される林産物又は林産物の分類。

- (i) 先住民が合法的に占有する土地における一時的な小屋の建設及び修繕
- (ii) 先住民の漁業区域及び栈橋の整備
- (iii) 燃料用又は家庭用の木材
- (iv) 先住民の共通の利益のための建設又は作業の維持管理

林産物の伐採及び移動が行われない場合

63. (1) 許可証の有効期限までに林産物を伐採及び移動することが許可証に基づき必要となる場合で、期限までに伐採が行われなかった場合、又は期限から30日以内に移動が行われなかった場合、又は許可取得区域内での作業実施により当該林産物が損害を受けた又は破壊された場合、長官は当該の許可証取得者に対してロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金の3倍を上限とする額の算定書を発行し、伐採後に移動されなかった林産物については、州当局に対するロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金の支払に関わらず、いかなる担保も伴わず、州当局の所有物となる。

(2) 上記(1)に基づく算定書は、許可証の有効期間が満了してから3ヶ月以内又は長官が認めることのできる3ヶ月以上の期間内に森林管理官が実施した許可証取得区域の調査に基づく。

(3) 上記(1)に基づく算定書により不当な扱いを受けた者は、算定書の送達を受けた日付から30日以内に州当局に対する申立てを行うことができ、当該の州当局による決定事項を最終決定とする。

第2章－林産物の印付け

長官は財産標の登録簿を管理する

64. 長官はすべての財産標について登録簿を管理する、また、当該の登録簿は以下を含む。

- (a) 登録された財産標の詳細
- (b) 関係する許可証取得者の使命、及び
- (c) 許可証及び許可取得区域の説明。

許可証取得者は林産物の印付けを行う

65. (1) 別段の規定がない限り、許可証取得者は許可取得区域において採取されるすべての林産物への印付けが行われるようにする。

(2) 上記(1)において求められる印付けが行われていないあらゆる林産物は、これに反する事柄が証明されるまで、州当局の所有物とみなされる。

第3章－林産物の材積測定

許可証取得区域から移動される林産物の材積測定場所

66. (1) 州政府に支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税又はその他の料金の対象となるすべての林産物について、採取された許可証取得区域から林産物が移動される前に森林管理官が当該林産物の材積測定を行う、又は採取された林産物に関する許可証に別段の定めがある場合には、当該許可証に指定される場所及び日時にて材積測定が行われる。

(2) 許可証が林産物を許可証取得区域外の場所で材積測定を行うよう規定している場合、長官は、材積測定の目的で当該林産物を測定場所まで輸送する経路を指定することができる。

(3) 上記(1)又は(2)に関わらず、長官は、何時においても、林産物について、上記(1)又は(2)に指定された場所、日時、又は経路以外の材積測定場所又は日時を指定する又は輸送経路を規定することができる。

(4) 以下のいかなる者も、

- (a) 上記(1)に違背して許可取得区域からあらゆる林産物を移動する者
- (b) 許可証取得区域から上記(3)に基づき長官により指定された材積測定場所まで林産物を輸送するにあたり、妥当な理由なく、上記(2)又は(3)に基づき長官により規定された経路と異なるそれを使用する者、又は
- (c) 妥当な理由なく、林産物を許可証取得区域から上記(3)に基づき長官により指定された当該林産物の材積測定場所以外の場所に移動する者、

違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リンギット¹²を超えない額の罰金、又は5年¹³を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

譲渡地及び採掘地から移動される林産物の材積測定場所

67. (1) 以下のあらゆる場所から移動される林産物について、

- (a) 譲渡地
- (b) 保留地

¹² 旧法では「5万リンギット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

¹³ 旧法では「2年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

(c) 採掘地、又は

(d) 暫定占有許可証に基づき占有されている土地、

当該林産物に関してロイヤルティが支払われるべき場合は、当該林産物の材積測定を行う目的において、当該林産物を移動許可証に指定される材積測定場所又は長官が指定することのできる材積測定場所に運ぶ。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングिट¹⁴を超えない額の罰金、又は5年¹⁵を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

第4章－林産物の所持

移動証

68. (1) 何人も、当該林産物の移動証を所持しない限り、当該林産物を所持、保管又は管理しない。

(2) 森林管理官の監察時、当該の移動証を提示するものとする。

(3) 上記(1)は、以下に存在するいかなる林産物にも適用されない。

(a) 許可取得区域

(b) 使用許可証に指定された区域

(c) あらゆる譲渡地

(d) 暫定占有許可証に基づき占有されているあらゆる土地

(e) あらゆる採掘地、又は

(f) あらゆる保留地、

上記のうち、当該の区域又は土地からの移動に先立ち採取された林産物、又は第66節(2)又は(3)に指定される経路で輸送中のあらゆる林産物。

(4) 上記(1)又は(2)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合は以下に処せられる。

¹⁴ 旧法では「5千リングिट」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

¹⁵ 旧法では「2年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

- (a) 上記（１）に基づく違反の場合、５万リンギットを超えない額の罰金、又は５年を超えない禁固刑、又はその両方
- (b) 上記（２）に基づく違反の場合、１０万リンギットを超えない額の罰金、又は３年を超えない禁固刑、又はその両方。

製材工場の作業員には移動証及び材積測定記録が必要となる

69. （１）何人も、製材された又は間もなく製材される林産物に関する移動証及び材積測定記録、又は当該者が責任を有する又は管理する製材工場又はその他の施設の内部又はその周囲にある林産物に関する移動証及び材積測定記録を所持していない限り、いかなる林産物についても製材作業を行わない又は製材工場を管理してはならない又は製材工場の責任者になってはならない。

（２）いかなる森林管理官による監察が行われる場合にも、当該の移動証及び材積測定記録を提示する。

（３）上記（１）又は（２）に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合は以下に処せられる。

- (a) 上記（１）に基づく違反の場合、５万リンギットを超えない額の罰金、又は５年を超えない禁固刑、又はその両方
- (b) 上記（２）に基づく違反の場合、１０万リンギットを超えない額の罰金、又は３年を超えない禁固刑、又はその両方。

移動証の交付及び様式

70. （１）移動証の交付を行うことができるのは、長官又は長官により移動証を交付する権限を授与された森林管理官のみである。

（２）すべての移動証は、様式８に則る。

（３）州政府に支払われるべきロイヤルティがない林産物の場合は、当該林産物の取得又は移動に基づく許可証、特用林産物許可証、使用許可証又は移動許可証を本章の目的における移動証とみなすものとする。

適用除外

71. 何らかの規則に従い、以下の場合、長官は本章の規定についていかなる者も適用除外とすることができる。

- (a) 当該者が責任を有する又は管理する製材工場が許可取得区域内に所在している又は許可取得区域に隣接している

- (b) 長官が、製材後に林産物の材積測定を行うことがより適切であるとみなす
- (c) 長官が、当該の適用除外により州当局に支払われるロイヤルティ又はその他の収入が損なわれることがないと確信している。

第5章—州当局に支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金の支払

ロイヤルティ等は算定完了をもって支払われるべきものとなる

72. (1) 本法に基づき州当局に支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金は、算定完了をもって州当局に支払うべき及び支払われるべきものとなり、算定書の署名及び支払を行うべき者へのこれの送達をもって算定が完了したとみなされる。

(2) 長官による別段の指示がない限り、林産物に関する算定書は各材積測定記録と併せて発行され送達される。

(3) 長官は、本法に基づく算定書を発行した日付から6ヶ月以内に、当該算定書と同等の効力を有する再算定書を発行することができる。

林産物の所有権

73. 本法に含まれるいかなる規定に関わらず、以下の場合を除き、林産物の所有権は何人にも渡されない。

- (a) すべての許可証及び林産物に関するロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金が州当局に支払われている、及び
- (b) 当該林産物に関する移動許可証が交付されている。

ロイヤルティ等が未払の場合、林産物は州当局に属する

74. 林産物に関して州当局に支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税又はその他の料金が長官の指定した期間内に支払われない場合、当該林産物の所有権はいかなる担保も伴わず州当局に属する。

支払を保証するための納付金

75. (1) 林産物許可証、特用林産物許可証又は使用許可証の交付に先立

ち、申請者は、それぞれ、林産物許可証、特用林産物許可証又は使用許可証の規定の適切な遵守を保証するための支払、及び州当局に支払われるべき金額の一部又は全額を保証するための支払として、交付当局が決定することのできる金額を納付する。

(2) 当該当局は、以下のいずれかの形態での納付を必要とすることができる。

(a) 現金

(b) 認可銀行による有効な書面による保証

(c) 上記 (a) 及び (b) の組合せ。

(3) 長官は、これを必要とみなす場合には何時においても、使用許可証又は特用林産物許可証の取得者又は所有者に対し、それぞれの場合に応じ、直ちに追加の金額の納付、又は以前に行われた納付の代わりとなる新規納付を行うよう求めることができる。

第VI編 所有者不明の木材

所有者不明の木材は州当局の所有物とみなす

76. (1) 漂流した、海岸に打ち上げられた、座礁した、沈んだ、又は放棄された状態で発見された木材、又は何人にも所有又は管理されていない木材は、下文に規定される通りその者が当該木材の権利を確立するまで、州当局の所有物とみなされる。

(2) 長官又は長官により適切に権限を授与された森林管理官は、第77節に基づく行為が実施されるまでの間、当該の木材を回収して適当な場所まで運ぶことができる。

第76節に基づき回収された木材に関する公示

77. (1) 長官又は第76節(2)に基づき長官により権限を授与された森林管理官は、第76節に基づき回収された木材に関する公示を行い、州森林局、郡域森林局及び郡土地担当局の公共掲示板に回収された木材の情報を記した通知を掲載することでこれを行う。

(2) 当該の通知は、通知が行われた日付から14日以内に木材の所有権を主張する者により長官に対する主張がなされることを必要とする。

所有権の主張に関する手続

78. 第77節に準拠して所有権の主張がなされた場合、長官は、適切な調査を行った後、

- (a) 主張を却下し、その理由を記録する、又は
- (b) 第80節に従い、木材を主張者に配送する。

所有者不明の木材の処分

79. 第79節に基づき指定された期間内に所有権の主張がなされない場合、又は所有権の主張が却下された場合、当該の木材の所有権はいかなる担保も伴わず州当局に属する。

木材の配送に先立ち権利主張者により行われるべき支払

80. (1) 何人も、第76節に基づき回収された木材について、長官により算定された、当該木材の回収、移動、保管及び処分に要したすべての費用を州当局に支払うまで、当該木材を再び所有する権利を有さない。

(2) 算定書が送達された日付から30日以内に当該者が上記(1)に基づき支払われるべき費用を支払わない場合、長官は当該の木材を売却し、その売上金を当該の費用の支払に充て、(これがある場合には) 売上金の残りについて、売却が行われた日付から14日以内に当該者がこれを受取る請求をしない限り、州の連結基金に払入れる。

第VII編 各種違反行為及び罰則

永久保存林において禁じられている行為

81. (1) 本法に基づきこれが承認されない限り、何人も、永久保存林において、

- (a) 家畜を放牧しない又は家畜の放牧を許可しない
- (b) いかなる樹木又は木材についても伐採、裁断、樹皮の除去、印付け、切取り又は樹液採取を行わない。又はいかなる樹木若しくは木材も火災その他により傷つけない、又は移動しない
- (c) いかなる樹木についても伐採により損害を与えない、又はいかなる木材についても裁断又は引きずることによって損害を与えない

- (d) いかなる林産物又は鉱物についても、探索、採集を行わない、製造工程を実施しない又は移動しない
- (e) 耕作又はその他の目的でいかなる土地も整地又は分割しない
- (f) 河川又は湖において漁獲の目的で毒物若しくはダイナマイト又はその他の爆発物を使用しない。あるいは狩猟、射撃、漁獲、又はわな若しくは輪なわを仕掛けない、又は
- (g) 本節に記述のない方法で、上文において禁じられている不法侵入を行う。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合は以下に処せられる。

- (a) 上記(1)(a)に基づく違反の場合、1万リンギット¹⁶を超えない額の罰金
- (b) (b)又は(c)に基づく違反の場合、5万リンギット¹⁷を超えない額の罰金、又は5年¹⁸を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方
- (c) (d)、(e)、(j)又は(g)に基づく違反の場合、1万リンギットを超えない額の罰金、又は3年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる
- (d) (法律A864により削除された)。

(3) 本節に基づく違反行為で有罪となった者は、有罪判決時に処せられる刑罰に加え、州当局に対する以下の支払いを命じられる可能性がある。

- (a) あらゆる樹木又は木材の価値の10倍相当の金額
- (b) 違反行為が犯された場所の損害修復に要する費用、

当該の支払われるべきあらゆる金額について、罰金に処せられた場合と同様の扱いにて徴収することができる。

火に関する禁止事項

82. (1) 何人も、永久保存林において、当該の永久保存林を脅かすような方法で火をおこしたり、火が付いた状態を保ったり、火が付いたものを持ち運

¹⁶ 旧法では「200リンギット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

¹⁷ 旧法では「2千リンギット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

¹⁸ 旧法では「5年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

んだりしない。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングット¹⁹を超えない額の罰金、又は5年²⁰を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

不法投棄

83. (1) 何人も、永久保存林において不法投棄を行わない。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、1万リングット²¹を超えない額の罰金、又は3年²²を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

(3) 意図的に以下を行うことで不快臭を生じさせる又は土地の景観若しくは外観を損なわせる又は土地の自然な状態における清浄度若しくは安全性を損ねる者は、永久保存林において不法投棄を行うことになる。

- (a) 不要物、ごみ、廃棄物、廃材又はその他の廃物を廃棄する又は置き去る
- (b) 採掘による汚泥、工場排水、汚水、若しくは汚水だめ、浄化槽、レジャー向けの車輛又はキャンピングカーの汚水タンク、又はその他の汚染源からの排水を流出させる、又は流出を引き起こす若しくは許可する、又は
- (c) 当該車が操作を行っている又は管理する車輛からの不要物、ごみ、廃棄物、廃材又はその他の廃物の投棄を許可する。

林産物の違法所持

84. (1) 当該林産物に関するロイヤルティ、手数料、租税又はその他の料金が支払われていない林産物を所持、保管又は管理していることが判明したいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングット²³を超えない額の罰金、又は5年²⁴を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

(2) 林産物に関するロイヤルティ、プレミアム、租税又はその他の料金の

¹⁹ 旧法では「2千リングット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

²⁰ 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

²¹ 旧法では「千リングット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

²² 旧法では「6カ月」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

²³ 旧法では「200リングット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

²⁴ 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

未払に関する訴追において、当該の林産物に関するロイヤルティ、プレミアム、租税又はその他の料金が支払われたかどうかについて、又はいずれかの林産物がロイヤルティ、プレミアム、租税又はその他の料金の適用除外となるかどうかについて紛争が生じたすべての場合において、当該の訴追を受けた被告が立証責任を負う。

州間における林産物の移動には移動証が必要となる

85. (1) 何人も、権限を授与された他州の管理官に交付された有効な移動証を所持していない限り、他州の林産物を州内に持込んではならない。

(2) 上記(1)に違背するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングット²⁵を超えない額の罰金、又は5年²⁶を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

樹木及び木材に使用される印の偽造若しくは汚損、又は偽造のための道具の所持、及び界標の変更に対する罰則

86. 何人も、以下を行う場合。

- (a) 森林管理官の使用する印に似せた偽造の印を、偽造のものと知りながら樹木又は木材に付ける、又は当該の偽造のための道具を所持している
- (b) 森林管理官の使用する印又は財産標を樹木又は木材に違法に又は欺瞞的に刻印する
- (c) 当局の森林管理官により又はその権限のもとに樹木又は木材に刻印された印を変更する、汚損する又は抹消する、又は
- (d) 永久保存林の界標又は永久保存林に含めるよう提案されている土地の界標を変更する、取り除く、破壊する又は汚損する。

違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、50万リングットを超えない額の罰金、及び1年以上かつ20年を超えない禁固刑に処せられる。

一般的刑罰

87. 当該の違反について明示的な刑罰が定められていない場合において、いかなる規則に違反するいかなる者も、有罪となった場合、5万リングット²⁷を

²⁵ 旧法では「500リングット」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

²⁶ 旧法では「3カ月」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

²⁷ 旧法では「2千リングット」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

超えない額の罰金、又は5年²⁸を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

第VIII編 施行

第1章—逮捕、搜索、差押え及び操作の権限

逮捕、差押え及び捜査の権限

88. (1) 林務官以上の階級の森林管理官又は警察官は、森林に関する違反行為を犯したとみなすに足る理由がある者について、当該者が氏名及び住所を告げることが拒否する、マレーシア国外の住所を告げる、虚偽と信じるに足る合理的な理由のある氏名及び住所を告げる、又は逃亡しようとするに疑うに足る合理的な理由がある場合、当該者を令状なしで逮捕することができる。また、当該違反が行われたことの証明となる証拠に関連して必要とみなすあらゆる品物を差押えすることができる。

(2) 上記(1)に基づきいかなる者が逮捕された場合も、刑事訴訟法[法律593]の規定に従い手続を行う。

(3) 郡森林担当官以上の階級の森林管理官、巡査部長以上の階級の警察官、及び警察署を管理する管理官は、森林に関する違反行為についての捜査に関連して、検察官の命令なしに、逮捕可能な事件における警察の捜査に関連して刑事訴訟法により付与された特別な権限を行使することができる。

違反の目的物となった林産物の差押え

89. 林務官以上の階級の森林管理官又はあらゆる警察官は、行われた又は行われているに疑うに足る妥当な理由がある違反行為に関連する林産物を、当該林産物が発見された容器、包装物若しくは搬送機器、又は当該違反に関連して使用された容器、包装物、若しくは搬送機器、並びに当該事件に関係すると合理的にみなす理由のある機械、工具、書籍、文書又はその他の品物と併せて差押えすることができる。

令状のある搜索

90. (1) 宣誓に関する書面による情報に基づき、行政官が必要とみなす審問を行った後、行われている又は行われた森林に関する違反に関連する林産物が建物、場所又は土地に隠されている又は保管されていると確信するに足る妥

²⁸ 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

当な理由がある場合、行政官は令状を発行し、当該令状において、郡森林担当官以上の階級の森林管理官又は指定された警察官に対し、昼夜及び支援の有無を問わず、当該の建物、場所又は土地に立入り、行われた又は行われたとされる違反行為に関する林産物並びに違反行為の証明に必要であると合理的にみなす理由のある機械、工具、書籍、文書又はその他の品物を検索し、これを持出す権限を与えることができる。

(2) 上記(1)に基づき活動する森林管理官又は警察官は、以下を行うことができる。

- (a) 内部に立入るため、建物又は場所の外側又は内側の扉、塀、囲い、門又は土地への立入の障害となるその他の物を壊して開ける
- (b) 上記(1)に基づき実施の権限を付与されている立入、搜索、差押え及び持出しにおける障害物を強制的に取り除く、及び
- (c) 建物、場所又は土地で発見されたすべての者を当該建物、場所又は土地の搜索が完了するまで留置する

令状のない搜索

91. 林務官以上の階級の森林管理官又は警察官は、行われている又は行われた森林に関する違反行為に関連する林産物が建物、場所又は土地に隠されている又は保管されている可能性が高いと確信するに足る妥当な理由がある場合であって、第90節に基づく令状の取得の遅延により林産物が移動される可能性があるると信じるに足る妥当な根拠を有する場合、当該管理官又は警察官は当該の建物、場所又は土地について、第90節に基づく令状により権限を授与された場合と同様に、第90節に記載される権限を完全かつ十分に行使することができる。

搬送機器の停止及び搜索を行う権限

92. (1) 林務官以上の階級の森林管理官又は警察官は、搬送機器が本法に違背する又は森林に関する違反が行われている若しくは行われた林産物を運んでいると妥当に疑う場合、当該搬送機器を停止して調査することができる。

(2) 搬送機器を管理している者又は責任を負っている者は、森林管理官又は警察官の要請に応じて以下を行う。

- (a) 搬送機器を停止し、森林管理官又は警察官がこれを調べることを許可する、及び
- (b) 調査向けに搬送機器のあらゆる部分を開き、当該の調査の遂行を可能にする又は促進するために必要だと森林管理官又は警察官が考え

るあらゆる措置を講じる。

(3) 上記(2)に基づく森林管理官又は警察官による要求に従わない又は従うことを拒否するすいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングット²⁹を超えない額の罰金、又は5年³⁰を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

第2章—差し押さえられた物に関する規定

差し押えを行う管理官の義務

93. (1) 本法に基づく差し押えが行われた場合、差し押えを行った管理官は、直ちに以下を行う。

- (a) 差し押えた品物又はこれが入った容器又は包装物に、差し押えたことを示す印をつける、及び
- (b) 差し押えがその者に直接行われる若しくは違反者若しくは所有者又はその代理人の立会いのもと行われる場合を除き、差し押さえる品物の所有者に対し、当該の差し押え及びその根拠について書面による通知を行い、これが既知の場合は当該者の居所に通知を直接届ける若しくは郵送により送達する又はこれが既知の場合には滞在場所へ送達する。

(2) 上記(1)に基づき印をつけられた品物に手を加える、持出す、損害を与える又は破壊するすいかなる者(本法に基づき権限を授与された森林管理官、警察官又は軍隊の隊員を除く)も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングットを超えない額の罰金、又は5年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

差し押えられた品物の没収

94. (1) 本法に基づき差し押えられる可能性のある品物は没収される可能性がある。

(2) 本法に基づいて品物が差し押えられた場合、郡森林担当官以上の階級の森林管理官はその裁量において、当該管理官が納得できるように当該品物が要求に応じて当該管理官に引き渡される又は権限のある管轄裁判所に提示されるという十分な保証が提供された場合、当該品物を一時的にその所有者に返却することができる。

²⁹ 旧法では「千リングット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

³⁰ 旧法では「6カ月」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

(3) 本法に基づき没収される可能性のある品物の没収命令又は解放命令は、当該品目に関連する訴追が開始される前に裁判所により行われ、また、本法に基づく違反が行われ、当該違反で起訴された者がいない場合に関わらず、その品物が違反行為で使用されたことを裁判所が納得できるように証明された場合、その品物の没収命令又は解放命令が行われるものとする。

(4) 本法に基づいて差押えられた品物に関する起訴がない場合、当該品物が差押えられた日付から1暦月の期間が満了するまでに以下の方法で要求が行われたい限り、当該期間が満了した時点で、当該品物は取得され、没収されたとみなされる。

- (a) 当該品物の所有者であること、及び没収の義務がないことを主張する者は、個人的に又は書面で権限を授与された代理人により、当該品物を保持している森林管理官又は警察官に対し書面での通知を行うことができる
- (b) 当該通知の受領後、森林管理官又は警察官は、それぞれの場合に応じ、当該品物の解放を命じることのできる長官に当該要求を付託するか行政官又は刑事裁判所の判事に当該事案を付託し、その決定を受けすることができる
- (c) 事案が付託された行政官又は判事は、品物の所有者であると主張する者、及びこれが差押えられた者に出頭するよう求める召喚状を発行し、当該人物が出頭するか、出頭しない場合、行政官又は判事は問題の調査に進み、品物が当該違反の目的物であるか当該違反行為で使用されたことが証明された場合、品物を没収するよう命じ、このような証明がない場合はその解放を命じる。

(5) 没収された品物又は没収されたとみなされる品物は、郡森林担当官に届け、長官が適切と考える方法で処分する。

(6) 本法に基づき差押えられた品物が腐敗しやすい性質のものである、早い速度での自然劣化が起こり得る、又は当該品物の所有により不合理な支出及び不都合が生じる、又は当該品物が公衆に障害又は危険を及ぼすと考えられる場合、長官は、当該品物を売却するよう、及び売却による売上金を留保し本節に基づく訴訟又は申立ての結果に従いこれを充当するよう指示することができる。

(7) 州当局は、その原因に関わらず、本法に基づき差押えられた品物の品質劣化について、いかなる者に対しても責任を負わない。

差押えに関する費用、損害賠償等

95. 何人も、本法に基づき付与された権限を行使して又は権限の行使と称して差押えた品物に関する裁判所における法的手続について、当該品物の返却又は当該品物の価値の支払の命令を求めること以外については、当該の法的手続の費用若しくは損害賠償又はその他の救済を要求する権利を有さないが、当該の差押えが妥当な理由又は相当な理由なしに行われた場合はその限りではない。

第3章－雑則

森林管理官は製材工場等に立入り、監察を行うことができる

96. (1) 本法の適用上、いかなる製材工場若しくはその従物又は林産物が保管若しくは保存されているいかなる施設についても、森林管理官はこれに立入ることができ、当該工場又は施設について責任を有する者又は当該工場若しくは施設を管理する者に対し、監察を行う目的で必要となる可能性のある支援を行うよう要求することができる。

(2) 上記(1)に基づきいかなる森林管理官による権限の行使に支障をきたす若しくはこれを妨害する又は当該管理官により要求された支援を提供しないいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合には、5万リングिट³¹を超えない額の罰金、又は5年³²を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

長官は特定の理由において林産物の採取を禁じることができる

97. (1) 長官は、森林保有の理由又は州当局が承認することのできるその他の理由において、既存の権利にかかわらず、特定の区域内における特定の者又は特定の階級に属する者による林産物の採取について、長官が必要と考える期間においてこれを禁止又は制限することができる。

(2) 上記(1)に基づき長官により課せられた禁止又は制限事項を遵守しないいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングिट³³を超えない額の罰金、又は5年³⁴を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

長官は、水路又は林道を閉鎖することができる

³¹ 旧法では「2千リングिट」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

³² 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

³³ 旧法では「2千リングिट」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

³⁴ 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

98. (1) 他の成文法による別段の定めにかかわらず、長官は、永久保存林におけるいかなる水路の使用、又はいかなる林道の使用についても、これを禁じることができる。

(2) 上記(1)に基づき長官により課せられた禁止事項を遵守しないいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングットを超えない額の罰金、又は5年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

(3) 本節において、「水路」とは、河川を利用した移動手段をいう。

権限カード

99. (1) 本法に基づき行動するすべての森林管理官は、要請に応じ、行為の対象となる者又は情報を求める相手に対し、所属当局を告げるとともに、長官が当該管理官にその所持を指示することのできる権限カードを提示する。

(2) 本法に基づき行動する又は行動すると称する森林管理官が、要請があったにも関わらず所属当局を告げる又は権限カードを提示することを拒否する場合、要請を行った者が当該管理官の要請、要求又は命令に従うことを拒否する行為は違反行為にならない。

森林管理官に対する情報の提供

100. 森林管理官は、いかなる林産物についても、これを所持、所有又は管理する者、又はその採取、移動、製材又は取引に携わっている者に対し、本法に基づく当該管理官による権限の行使又は任務の遂行又は本法の規定の実施に必要なと認める情報若しくは文書を提供するよう要求することができ、要求を受けた者が妥当な理由なく当該の情報若しくは文書を当該管理官に提供しない又はその提供を拒否する場合、又は情報若しくは文書の提出にあたり、それと知りながら又は無謀にも特定の内容について虚偽の記述を行う、又は欺く意図をもって特定の内容について虚偽の文書を提出する場合、当該者は違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングット³⁵を超えない額の罰金、又は5年³⁶を超えない禁固刑、若しくは罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

報酬

100A. 長官は、本法に基づく違反又は差押えに関連して行われたサービスについて、あらゆる森林管理官又はその他の者に支払うに適しているとみなす報酬を命じることができる。

³⁵ 旧法では「2千リングット」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

³⁶ 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法(改正)[法律A864]を参照。

告発人の保護

100B. (1) 下文に定めがある場合を除き、いかなる民事訴訟又は刑事訴訟の証人も、告発人の氏名若しくは住所、又は当該告発人から受領した情報の要旨を開示したり、当該告発人の発見につながる可能性がある事柄を述べたりすることを義務付けられない又は許可されない。

(2) 証拠に含まれているか、民事手続又は刑事手続で調査される書籍、記録、勘定書、文書又は電子化データに、告発人の氏名又は詳細の記述、又は告発人の発見につながる可能性のある記述が含まれている場合、裁判所は告発人を発見から保護するために必要な範囲で、かかる部分をすべて秘密にするか、抹消せしめる。

(3) 本法に基づく違反行為に関する裁判で、訴訟事実を詳細に審問した後、告発人が虚偽であることを知っている、若しくは確信している、又は真実だと考えていなかった重大な陳述を故意に告訴で行ったと裁判所が確信した場合、又は、その他の法的手続において裁判所が告発人を明らかにすることなく当該手続で当事者間を公平に裁くことはできないと考える場合、裁判所は告発人に関して、書面があれば告訴の原本を提出するよう求め、審問を許可し、完全な開示を求めることができる。

違反行為の示談

101. (1) 下記(2)に従い、長官は、第86節又は第107節に基づく違反を除く、本法に基づくあらゆる違反行為について、当該違反を行った者に対し示談を書面で提案することができ、当該提案で指定された期間内に当該違反に対する罰金の上限額を超えない金額が長官に支払われたことを受けて違反行為が示談される旨を当該者に提案することができる。

(2) 上記(1)に基づき示談可能な違反は、当該違反行為が初犯の場合に限られる。

(3) 第15節又は第40節に基づく林産物の採取に関連する違反が行われた場合、長官は、これを適切と考える場合、上記(1)に基づき支払われるべき金額に加え、当該違反者に対して州政府への以下の支払を要求することができる。

- (a) 当該林産物のロイヤルティ、プレミアム及び租税の10倍に相当する額を超えない金額
- (b) 当該林産物の価値の10倍に相当する額を超えない金額
- (c) 行われた違反に関する損害の修復に要する費用、及び
- (d) 州当局に支払われるべきその他のあらゆる料金。

(4) 上記(1)に基づく違反が示談される場合、本法に基づき差押えられたあらゆる品物を長官の指示に従い解放又は没収する。

(5) 上記(1)に基づく提案は、違反が行われた後、いつでも行うことができるが、起訴が開始される前でなくてはならず、提案で指定された金額が提案で指定された期間内、又は長官が授与することのできる延長期間内に支払われない場合、その後の何時においても、提案が行われた者に対する当該違反行為の訴追を開始することができる。

(6) 上記(1)に基づき違反が示談された場合、その後は当該違反について、示談が提案された者に対する訴追は開始されないものとする。

裁判所の取消し及び資格失効を命じる権限

101A. (1) 下記(2)に従い、いかなる者が本法に基づく違反行為で有罪となった場合も、裁判所は、有罪判決時に処せられる刑罰に加え、行われた違反に関連する本法に基づき交付された許可証の取消しを命じることができる。

(2) いかなる者が第15節、第40節又は第86節に基づく違反行為で有罪となった場合も、裁判所は、有罪判決時に処せられる刑罰に加え、行われた違反に関連する本法に基づき交付された許可証の取消しを命じる。

(3) 本法に基づき許可証を交付された者が本法に基づく二度目又は三度目以降の違反行為で有罪となったいかなる場合も、裁判所は、有罪判決時に処せられる刑罰に加え、行われた違反に関連する本法に基づき交付された許可証の取消しを命じる。

(4) 本節に基づき許可証が取消された場合、裁判所は、当該許可証の交付が行われた者について、5年を超えない期間において許可証を所有する資格が失われることを命じる。

(5) 資格が失われている期間に許可証を取得する又は取得を試みるいかなる者も、違反行為を犯すことになる。

第IX編 雑則

通知の送達

102. (1) 本節において、「通知」は、個人又は団体に送達される、あらゆる通達、算定書、法的文書又は本法により認められている若しくは必要とされるその他の文書を含む。

(2) 本法の適用上、通知は、以下の方法で個人又は団体に送達できる。

- (a) 当該者に通知を配達する
- (b) 以下の方法で通知を配達する
 - (i) 当該者の通常又は最新の居住地又は勤務地において、当該者の使用人又は成人の肉親に配達する
 - (ii) 当該団体の登記住所、又は通常若しくは最新の事業所所在地において、使用人又は代理人に配達する
- (c) 封入された状態で通知を当該者又は当該団体の以下の住所に残置する
 - (i) 当該者の通常又は最新の居住地又は勤務地、又は
 - (ii) 当該団体の登記住所又は通常若しくは最新の事業所在地
- (d) 送達を行うために本法に基づき提供された住所に宛てて元払いの書留により通知を郵送する、又は当該の住所が提供されていない場合には以下に郵送する。
 - (i) 当該者の通常又は最新の居住地又は勤務地、又は
 - (ii) 当該団体の登記住所若しくは通常又は最新の事業所在地。

(3) 上記 (i) (d) に基づき元払いの書留により送達される通知は、通知の入った封書が通常の郵便を利用した場合に配達完了となり得る時点で送達されたとみなされる。また、これは、当該項に基づき適切な住所に宛てて郵送され、送達がなされたことを示す十分な証拠になる。

ただし、郵便が未配達となり返送された場合、通知が送達されたとみなされない。

州当局による裁判及び州当局に対する裁判

103. (1) 長官は、本法に基づく違反行為について訴追する、又は本法に基づく事案に関連する裁判、訴訟又はその他の法的手続を提起することができる。

(2) 本節が適用となるいかなる公訴、裁判、訴訟又は法的手続においても、長官本人が出廷する、又は連邦弁護士、州の顧問弁護士、擁護者及び弁護士、若しくは森林管理官を代理人とすることができる。

推定

104. 本法に基づく違反行為に関するいかなる法的手続においても、訴追された違反行為を立証するために必要とされる限りにおいて、これに反する事柄が証明されるまで、以下と推定される。

- (a) 林産物は州当局が所有する
- (b) 長官の権限によって作成されたと称される地図、図面又は図表は、当該の権限により作成されたものであり、正確である。
- (c) 永久保存林又は州有地において森林管理官により又は森林管理官の権限に基づき樹木又は木材に付けられた印又は許可証に基づく区域を示すために設置された界標は、当該管理官により又は当該管理官の権限に基づき付けられた又は設置されたものであり、正確である。
- (d) 永久保存林又は州有地において林産物を所持した状態で発見された者は、本法に基づく許可証なく当該林産物を採取した、及び
- (e) 永久保存林又は州有地において附則6に指定される機械、装置又は搬送機器を所持した状態で発見された者は、林産物を採取又は移動する意図を持つ。

林産物等の価値に関する長官による証明書

105. (1) 本法に基づく訴訟において、長官により署名された以下を記載した証明書は、

- (a) あらゆる林産物の価値
- (b) 林産物に関して支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税及びその他の料金
- (c) 第24節(2)に基づき州当局に支払われるべき金額
- (d) 違反者が与えた損害の修復に要する費用、

証拠として認められるものであり、当該証明書に行われた署名の証明なしに、証明書に記載されている事実を含む内容の証拠となる。

(2) 他の成文法又は証拠規則による別段の定めに関わらず、本節の規定は適用される。

森林管理官、警察官、軍隊の隊員その他の人員の保護

106. 森林管理官、警察官又は軍隊の隊員が個人的に又はかかる能力で本法を実施する目的において命令により又は自身で行った作為若しくは命令により又は自身で行ったとされる作為について、又はこれを理由に、あるいはこれに関連して、森林管理官、警察官又は軍隊の隊員に対する裁判又は公訴が裁判所において提起、開始又は維持されることはない。また、その他の者が前述の目的における森林管理官、警察官又は軍隊の隊員の命令、指示若しくは指令により行った又は行ったとされる作為について、又はこれを理由に、あるいはこれに関連して、当該者に対する裁判又は訴追が開始されることはない。

ただし、作為が誠意をもって、また、意図する目的及び本法の規定の執行に必要なだと妥当に確信して行われた場合に限る。

権限の濫用

107. 権限の行使と称して権限を濫用し不必要に林産物、搬送機器、書籍、文書又はその他の品物を差押える又は留置するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リングットを超³⁷えない額の罰金、又は5年³⁸を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

州政府に支払われるべき金銭の回収

108. 罰金又は罰金として徴収できる金銭を除く、本法に基づき州当局に支払われるべきあらゆる金銭について、州当局は民事的な法的手続により、州政府に支払われるべき債務としてこれを回収することができる。

法人による違反行為

109. 法人が本法に基づく違反について起訴された場合、違反行為のあった時点で当該法人の取締役又は重役だった者は、法人と同じ法的手続において共同で起訴される可能性があり、当該の法人が当該違反について有罪となった場合、当該のすべての取締役又は重役は当該違反について有罪とみなされる。

パートナー、使用人又は代理人による違反行為

110. 自身が実施又は犯したあらゆる行為について刑罰に処せられることになる者は、当該者のパートナー、代理人又は使用人が実施又は犯した行為について、当該者が当該行為を実施又は犯した場合と同じ刑罰に処せられる。

³⁷ 旧法では「2千リングット」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

³⁸ 旧法では「1年」としている。1993年国家森林法（改正）[法律A864]を参照。

許可証取得者又は所有者による違反行為

110A. 本法に基づき交付される許可証に関連して森林に関する違反行為がいかなる者によって犯された場合も、当該の許可証取得者又は所有者は違反行為を犯したとみなされる。

規則

111. (1) 州当局は、本法の使命及び目的を果たすための規則を作成することができる。

(2) とりわけ、及び上記(1)の一般性にかかわらず、規則は以下を行うことができる。

- (a) 森林行政及び管理を担当する部、課又は班の数及び範囲を定義及び決定する
- (b) 永久保存林に隣接する州有地及び譲渡地において火をおこす行為を規制又は禁止し、延焼を防止するために講じるべき予防策及び措置について規定する
- (c) 樹木又は木材の伐採、裁断、樹皮の除去、印付け、切取り、樹液採取又は火災その他による損傷、木材の移動及びその他の林産物の採集及び移動について一般的に規制又は禁止する
- (d) 林産物の無償での提供又は割引料金での提供について規制する
- (e) 許可証取得者が許可証取得区域において又は当該区域から林産物を採取する方法及び延焼を防止するために講じるべき予防策を含む当該採取に関連するすべての活動について規制する
- (f) 指定された種類の林産物についてあらゆる取引を禁じる
- (g) 林産物の州内への持込み、州内からの持出し、又は州内における移動を行うことができる場所、経路、手段及び方法について規定する
- (h) 移動証なく林産物を採集又は移動することを禁止し、移動証の交付、印刷及び返却について規定する
- (i) 木材が筏の形状をとる又は前浜若しくは河岸に固定されている場合、当該木材の所有者以外の者による当該木材の固定を緩める行為又は当該木材を漂流させる行為を禁じる。
- (j) 輸送中の林産物の停止、報告、調査及び印付けについて規定する

- (k) 林産物を調査する又は当該林産物に関して支払われるべき金銭を特定するため、当該林産物について責任を有する者により当該林産物が運び込まれる、又は本法の目的において当該林産物に刻印を行うことのできる検査ステーションを設定し、当該検査ステーションへの林産物の運び入れ、当該施設における林産物の留置及び当該施設からの林産物の移動が基づく条件について規定する。
- (l) 当該の検査ステーションの運営及び管理について定める
- (m) 本法に基づき支払われるべきロイヤルティ、プレミアム、租税又はその他の料金を算定する目的で林産物の材積測定手法について規定する
- (n) 印付けのための槌又は木材の印付けに使用されるその他の道具の所持について規制する
- (o) 財産標の使用を規制するとともに、財産標に関する手続及び支払われるべき登録料について規定する
- (p) 本法に基づき支払われるべき料金及びその他の支払について並びに当該料金の徴収方法及び配分方法について一般的に規定する
- (q) 本法の目的において使用される様式について規定する
- (r) 林道の建設方法及び建設基準、並びに林道の使用及び管理について規制する
- (s) 森林の多目的使用に関する規則及び方法について規定する
- (t) 林産物許可証、特用林産物許可証、使用許可証、移動許可証、道路使用許可証及び立入許可証の交付に関連する事項について定める
- (u) 林産物許可証、特用林産物許可証、使用許可証、移動許可証、道路使用許可証、及び立入許可証に関して支払われるべき料金について規定する
- (v) 本節に基づき作成された規則への違反が行われた場合に処せられる刑罰について規定する、ただし、当該の刑罰は第87条に規定されるそれを超えないものとする
- (w) 上文の各項に該当しない限りにおいて、本法により必要とされる又は規定することが認められている、又は本法の規定を執行又は実施するためにこれを規定することが必要又は適切な、すべての手続上及びその他の事項について定める。

(3) 本節に基づき設定されるあらゆる規則により、特定の分類の林産物又は州内の特定の地域について、指定された一又は二以上の規則の対象外とするよう規定することができる。

第X編 廃止、経過規定等

既存の法律の廃止

112. 本法が州内において効力を生ずる日をもって、附則4に指定される、各州において該当する既存の森林法令は廃止される。

効力維持

113. 本法のいかなる規定も、過去の森林関連法の過去の運用又は当該法に基づく行為に影響を及ぼすものではない、又は、林業に関連する範囲内において、本法が効力を生ずる以前に制定された法律の規定の過去の運用又は当該規定に基づく行為に影響を及ぼすものではない。

ただし、

- (a) 本法が効力を生ずる時点で当該の法律によって存在するいかなる権利、自由、義務又は責任についても、本法の規定に従う。
- (b) 本法が効力を生ずる時点で存在する過去の森林法に基づき保存林を設定する官報での通知において譲られた特権又は認められた権利は、本法が効力を生ずる日付から1年の期間をもって停止されるが、これより前に州当局により当該特権又は権利が取消された場合はその限りではない。

連邦直轄領クアラルンプールにおける準用

114. (1) 連邦直轄領クアラルンプールにおける本法の適用については、付則5の規定を準用する。

(2) 大臣は、命令により付則を時折修正することができる。

管理官に関する経過規定

115. 本法が効力を生ずる直前の時点で、第3節に基づき任命することのできる職にあつたいかなる者も、当該職を継続し、本法の適用上、その者は当該職に任命されたものとみなされる。

州政府による追加の経過規定等を設定する権限

116. 州当局は、本法の発効に際して生じる困難を取り除く目的において必要又は適切とみなす規定を規則により設けることができ、当該の規則は本法が効力を生ずる日付をもって効力を有するものとして定めることができる。

規則、命令等に関する経過規定

117. 本法が効力を生ずる日付より前に行われた、与えられた、又は発行されたいかなる規則、命令、規制、指示、通知又は通達についても、該当する本法の規定に基づきこれが行われ、与えられ又は発行され得るものである場合、その効力は継続され、それぞれの場合に応じ、本法に基づき行われた、与えられた又は発行されたものと同様にみなされる。

附則 1

[小見出し 2 (1)]

1984年国家森林法

様式 1

「第21節 (3) 」

許可証番号 :

林産物の移動許可証

..... (以下、許可証取得者という) は、以下に定める条件 (州林業局長官により随時変更されうる) 及び本法及び本許可証の条項に矛盾しない限り本法に基づき制定された規則の対象として、本契約書の附則Bに示す林産物を、同附則Cに定める期間において、同附則Aに定める区域 (以下、「許可区域」という)、又は同附則Aにおいて随時指定される許可区域の分量を、個人又はその使用人若しくは代理人のいずれかを通じて移動又は運び出すことが許可される。

1. 許可証取得者は本許可証に従いすべての活動実施に責任を有する、マレー語が堪能な職長を任命し、許可証取得者は任命するすべての職長の氏名及び身分証番号を郡森林担当官に書面にて通知する。
2. 職長は許可区域で実施するすべての活動を定期的に監督し、合理的な通知をもって、本契約に従い実施する活動に対して森林管理官が行う調査に同行する。職長に対して出される郡森林担当官又はその権限を代表する者の指示は、許可証取得者に対して出される指示であり拘束力を持つものとみなされる。
3. 許可証取得者は、許可区域内で雇用するすべての人員の氏名及び身分証番号を掲載したリストを郡森林担当官に提出する。
4. 許可証取得者は.....リングットの保証金を長官に支払い、長官は、本法に基づき納付しなければならない森林税の総額から保証金額を差し引き、同等の総額が再納付されない限り、許可区域の林産物の伐採又は同区域からの移動を禁ずることができる。長官は、必要とみなす場合は、許可証取得者に直ちに追徴額を支払うこと、又は前回の保証金に取って代わる保証金を支払うことを要請することができる。
5. 許可証取得者は、許可区域から移動又は運び出すあらゆる林産物のロイヤルティを、本契約書の附則Dに定める金額で支払う。長官の書面による別段の定めがない限り、いずれかの暦月で移動させる林産物に対するロイヤル

ティの支払いは、翌月の.....日までに支払わなければならない。ただし、ロイヤルティ、補償又はその他の名目に関わらず許可証取得者が支払うべき総額が第4条に定める保証金と同額又は半額以上である場合は、長官は許可証取得者に支払うべき総額を速やかに支払うよう求めることができ、同総額が支払われるまでの間は林産物を移動する又は運ぶことを禁ずることができる。

6. 許可証取得者は附則Dに定めるロイヤルティを合わせた総額を一括で支払うものとする。許可証取得者がかかる支払いを附則に定める期日までに履行しない場合、長官は同総額が支払われるまでの間は林産物を移動する又は運ぶことを禁ずることができる。
7. 長官の別段の許可がない限り、許可証取得者は本許可証に基づき伐採許可の印付けが行われたすべての樹木を伐採し、すべての当該樹木は印の上部と下部の間で、裁断部と印の下部が切り株を損傷しない状態で残るように裁断し、許可証取得者が必要とする又は本契約書に基づき伐採することが許可されているすべての樹木は、他の樹木や稚樹の損傷が最小限となるよう慎重に伐採するものとする。
8. 許可証取得者は、本契約書に基づきすべての樹木を伐採した後、回避可能な廃棄物を生成することなく直ちに製材し、変換材料を不要に遅滞することなく許可区域から移動させる。郡森林担当官又はその権限を代表する者は、伐採した樹木が変換材料として移動するために、許可証取得者により適切に製材し、十分な調整を行ったと判断するまで、継続的な伐採を禁ずることができる。
9. 許可証取得者は、本許可証に従い移動又は運ばれた林産物の集積又は保管場所及び方法に関して、郡森林担当官が行うことができる指示に従い、郡森林担当官又はその権限を代表する者はかかる指示を保留し伐採を何時も禁ずることができる。
10. 郡森林担当官は、随時指定する場所において、許可地区から運び出された林産物の検査及び材積測定を指示し、郡森林担当官又はその権限を代表する者は、検査及び在籍測定を目的として、林産物を他の場所へ運ぶための移動証の発行を拒否することができる。
11. 長官は、本許可証に基づき伐採したすべての丸太について、許可証取得者の製材工場又はその他の製材工場で製材するために運ぶよう指示することができる。
12. 郡森林担当官が随時別段に許可しない限り、許可証取得者は附則Bの小見出し3に示す月間最小／最大伐採量を維持する。
13. 許可証取得者は、郡森林担当官が満足するよう、許可地区の界域を明確にし、常に障害物がない状態を保ち、同界域、又は森林局が管理する道路若しくは歩道、又は許可区域の中若しくは隣接する水路において、本契約書に基づく活動に起因する又は由来し発生する障害物は直ちに除去する。

14. 郡森林担当官の別段の許可がない限り、許可取得者は森林局が管理する道路又は歩道を林産物の輸送に利用することはできない。かかる利用が許可される場合は、郡森林担当官の満足のいくように当該道路又は歩道、及び排水溝及び路肩を維持しなければならない。
15. (a) 本法で要件に定められている場合を除き、郡森林担当官の書面による許可なく、許可証取得者は道路又は軌道の新規引き込み、又は建設された軌道の一部又は全部の移動を行うことはできない。
(b) 浸食の危険を最小化するために、許可証取得者が建設する引き込み排水は、必要な作業が実施されるまでは、当該引き込み溝付近を管轄する郡森林担当官の指示に従い実施し維持しなければならない。
16. 許可証取得者は、郡森林担当官の書面による許可なく、いかなる目的で土地を開墾したり、建築物を建設したりすることはできない。
17. 長官は、第13、14、15又は16条の違反に対して、千リングットを上限として保証金を没収することができる。
18. 本法の定めに従い長官が本許可証を停止又は無効とする場合、許可証取得者は州当局に対して、支払い済み又は保証金額の返還、ないし許可区域内に残る林産物について請求することはできない。かかる林産物の所有権は、負担を伴うことなく州当局に帰属するものとする。この場合、長官又はその権限を与えられた職員は、許可証取得者が本許可証の条件に準拠するまで林産物の移動を禁ずることができ、当該禁止は本許可証又は本法若しくは本法に従い制定する規則に定めるその他の罰則の追徴対象となる。

追加条件

許可証番号：州森林担当官番号：

郡森林担当官番号：

許可証取得者の氏名：

附則A

伐採区域の定義

計画書の裏面に記載される、*州有地.....、*永久保存林.....、*区画/小区画。

(該当する場合) 伐採は以下において認められた分量、又は許可証取得者に対して郡森林担当官が時折通知することのできる分量に制限して行わなければならない。

分量	伐採開始可能日	ディレクターの イニシャル	分量	伐採開始可能日	ディレクターの イニシャル
A	C
B	D

附則B

林産物の説明

小見出し1 郡森林担当官により又は郡森林担当官の権限に基づき以下の印を刻印されたすべての樹木：

P.H.D. P.H.D. P.H.D.

小見出し2 本許可証の附則F（裏面）に含まれないすべての樹木又は丸太であつて、樹木が位置する場所において地表が最も高い地点を起点とした高さ1.3メートル地点の太さが.....メートル未満のもの。

小見出し3 以下を月間*最小*最大伐採量とする

.....

*いずれか該当しないものを削除する

附則C

許可証の有効期間

開始	終了	担当官のイニシャル
.....

附則D

第4号及び第5号に基づき行われるべき支払

- 小見出し1 林産物の各分類について、州有地における同様の林産物に適用されるロイヤルティ料金表に時折規定される料金の.....パーセントの金額がロイヤルティとして支払われるべきとする。
- 小見出し2 許可証の有効期間全体に対するRM.....（.....リンギット）の金額の支払が以下の日付に分割で行われるべきとする：.....。
- 小見出し3 許可証の有効期間中、.....を開始日とし、毎月.....日にRM.....（.....リンギット）の金額が支払われるべきとする。
- 小見出し4 要請に応じて、印付けが行われた各樹木についてRM.....（.....リンギット）の金額が支払われるべきとする。
- 小見出し5 RM.....（.....リンギット）の金額が保証金として支払われるべきとする。

附則E

検査及び材積測定の実施のため林産物が運ばれるべき場所

許可取得区域から移動されるすべての林産物について、検査及び材積測定を実施するためこれを.....まで運ぶ。

附則F

附則B 小見出し2に基づき伐採を行うべきでない種

Balau	Kapur	Bintangor	Meranti (全種)
Red Balau	Kasai	Durian	Merawan
Bitis	Kelat	Geronggang	Mersawa
Cengal	Keledang	Jelutong	Nyatoh
Dedaru	Kempas	Kedondong	Penarahan
Giam	Keruing	Kungkur	Pulai
Keranji	Kulim	Macang	Ramin
Merbau	Perupok	Medang	Sepetir
Resak	Punah	Melawis	Sesendok
Tembusu	Rengas	Melunak	Terap
	Simpoh	Mempisang	Terentang
	Tualang	Mengkulang	

1984年国家林業法

様式2

[第25節]

番号：

森林での作業に対する停止命令

.....殿

当方、.....（州名）州林業局長官.....（氏名）は、国家林業法第25節（1）に基づき授与された権限を行使し、貴殿、.....の.....殿、貴殿の使用人及び代理人に対し、貴殿の*許可取得区域/*許可取得区域内の以下に記載される区画における森林での作業を直ちに停止するよう命じます：

.....
林業局長官

.....州

日付.....

参照番号.....

注記：

第25節（2）に基づき、本通知を遵守しないいかなる者も違反行為を犯すことになり、有罪となった場合、5万リンギットを超えない額の罰金又は5年を超えない禁固刑又は罰金及び禁固刑の両方に処せられること。また、違反が継続する場合は、違反行為が継続された期間について1日あたり又は半日あたり千リンギットを超えない追加の罰金に処せられることを、本通知をもって貴殿にお知らせします。

送達の確認

私、.....の.....（N.R.I.C.番号.....）は、.....に当該通知の送達を受けたことを、ここに確認します。

署名.....

氏名.....

役職.....

*いずれか該当しない方を削除する

1984年国家林業法

様式3

[第30節（4）]

特用林産物許可証 番号：..... 譲渡不可

特用林産物許可証

.....（住所）.....殿（*個人/*法人）（N.R.I.C.番号.....）並びに貴殿の使用人及び代理人は、以下の場所において、

*（1）州有地（州有の区域）.....

*（2）永久保存林（州有の区域）.....

以下の林産物を採取することを許可される：

.....

当該の採取は以下の条件に従って行う：

.....

条件

当該許可証は.....から.....まで有効である

料金リンギット

受領番号.....

日付.....

参照番号.....

.....州

林業局長官

.....

*いずれか該当しない方を削除する。

区域計画

1984年国家林業法

様式 4

[第36節 (4)]

使用許可証 番号.....

譲渡不可

使用許可証

本使用許可証は、..... (住所)殿 (*個人/*法人)
(N.R.I.C.番号.....) 並びに貴殿の使用人及び代理人に対し、

* (1) 永久保存林の.....の*区画/*小区画番号.....、並びに本許可証の裏面の計画において記述される*又は/*及び境界線が示された関係のある土地を以下の目的で占有することを認めるものである：

* (2) 永久保存林の.....の*区画/*小区画番号.....、並びに本許可証の裏面の計画において記述される*又は/*及び境界線が示された関係のある土地における以下の活動を、本許可証に指定される条件及び1984年国家林業法の規定に従って実施することを認めるものである：.....

条件

- (1) 本許可証に記載される目的又は活動のためにのみ、土地を使用することができる。
- (2) 最大雇用人数を.....名とする
- (3) 許可証所有者は、長官に対し、雇用するすべての者の氏名を記した一覧表を提出し、長官による事前の承認なく当該の一覧表への一切の変更を行わない。

追加条件

.....
.....
.....

本許可証は.....から有効である

費用.....リンギット

受領番号.....

日付.....

参照番号.....

.....州

森林局長官

.....

*いずれか該当しないものを削除する。

区域計画

1984年国家林業法

様式5

[第43節 (3)]

移動許可証 番号.....

譲渡不可

移動許可証

本移動許可証は、..... (住所)殿 (*個人/*法人)
(N.R.I.C.番号.....) 並びに貴殿の使用人及び代理人による以下の*譲渡地/*保留地/*採掘地/*暫定占有許可証に基づく土地からの林産物の移動を認めるものであり、当該の移動は以下の条件に従って行う：

条件

- (a) 林産物の種類.....
- (b) 数量.....
- (c) ロイヤルティ料金
.....
.....
- (d) すべての林産物を以下の検査ステーションに運び、材積測定及び算定されたロイヤルティの支払を行う
.....
.....

追加条件

.....
.....
.....

本移動許可証は.....から.....まで有効である

料金.....リンギット

受領番号.....

日付.....

参照番号.....

.....州

.....

公式使用欄

交付日：

.....

参照番号：

.....

*事業者／*共同事業者／*リース権所有者

.....

*譲渡地

付与／Q.T.／C.T.番号.....

*保留地

ロット番号 ____ Mukim行政村

*採掘地

郡.....

仮発行

採掘リース権番号.....

占有

暫定占有許可証番号.....

暫定占有許可証

その他の承認.....

....から....まで有効

.....により文書の確認が行われた

日付.....

*いずれか該当しないものを削除する。

1984年国家林業法

様式6

[第47節（3）]

立入許可証 番号.....

永久保存林への立入を行うための許可証

.....（住所）.....殿（*個人／*法人）（N.R.I.C.番号.....）並びに貴殿の使用人及び代理人.....（使用人及び代理人氏名）は、本許可証の裏面の計画において赤色で示された.....永久保存林の区画に以下の目的で立入ることを許可される：

当該の立入は以下の条件に従って行う：



.....
.....
.....
本許可証は.....から.....まで有効である

料金.....リンギット

受領番号.....

日付.....

参照番号.....

.....州

森林局長官

.....

*いずれか該当しない方を削除する。

区域計画

1984年国家林業法

様式7

[第50節 (2)]

道路使用許可証 番号.....

道路使用許可証

本道路使用許可証は、..... (住所)殿 (*個人/*法人)
(N.R.I.C.番号.....) 並びに貴殿の使用人及び代理人に対し、本許可証の裏面の計
画において赤色で示された林道を以下の条件に従って通行することを認めるものであ
る。

条件

(a) 許可される車輛の種別.....

(b) 許可証所有者は、.....リンギット/*車輛荷重/*メートルトンの通行料を支払う

.....
.....
.....

本道路使用許可証は、.....から.....まで有効である

料金.....リンギット

受領番号.....

日付.....

.....州

森林局長官

.....

*いずれか該当しない方を削除する。

区域計画

1984年国家林業法

様式8

[第70節(2)]

移動証番号.....

林産物移動許可証

本移動使用許可証は、.....(住所).....殿(*個人/*法人)
(N.R.I.C.番号.....)に対し、許可証/特用林産物許可証/使用許可*番号.....
証に従い、.....に帰属する林産物を、.....(住所)の林産物検査
ステーションに運ぶために通行することを認めるものである。

林産物の種類	数量	長さ (m)	平均径 (cm)	立法メートル		
				体積	空洞等の差引	ロイヤリティ 支払い対象
合計						

配送登録番号：

配送先

日付

時間

.....
森林担当官

*いずれか該当しない方を削除する。

本通行許可書は搬送車の運転手又は林産物の責任者が保管する。

附則 2

[第 2 節 (1)]

第A部—主な林産物

主な林産物は以下で構成される。

- (a) 丸太材
- (b) 柱
- (c) 木質燃料
- (d) 木炭
- (e) あらゆる種類のラタン材

第B部—特用林産物

特用林産物は主な林産物として含まれないその他すべての林産物で構成される。

附則 3

[第60節]

森林開発税

林産物	税額
いずれの主要林産物に対する森林開発税は以下のとおりである。	
(a) 丸太材	1 立方メートル当たり2.80リンギット
(b) 製材	1 立方メートル当たり5.60リンギット
(c) 柱	ロイヤルティの10%
(d) 木質燃料	ロイヤルティの10%
(e) 木炭	ロイヤルティの10%
(f) あらゆる種類のラタン材	ロイヤルティの10%

附則 4

[第112節]

制定法

1934年連邦森林法	Cap. 153
ジョホール州森林法	J. En. No. 58
ケダ州森林法	K. En. 15 of 1357
クランタン州森林法	Kn. En. 4 of 1939
プルリス州森林法	Ps. En. 3 of 1370
州森林条例	Cap. 147
1968年サバ州森林法	Sabah En. 2 of 68
サラワク州森林法	Swk. Cap. 126
トレンガヌ州森林法	Tr. No . 44 of 1356

附則 5

[第114節]

連邦直轄領クアラルンプールに関する修正

(1) 条文	(2) 修正内容
全文（以下に別段 明記するものを除 く）	1. 州当局は、連邦政府として解釈される。 2. 州領土は、連邦領土として解釈される。

第2節	<p>1. 「長官」の定義を以下に置き換える。 「『長官』とは、連邦管轄領クアラルンプールの林業局長官をいい、同副長官を含む。」</p> <p>2. 「林道」の定義から「又は州」を削除する。</p> <p>3. 「旧森林法」の定義において適用される州とは連邦管轄領クアラルンプールと解釈する。</p>
第3節	<p>第3節を以下のとおり置き換える。 「職員の任命 3. (1) 本法の目的から、大臣は連邦管轄領クアラルンプールの林業局長官及び数名の銅副長官及び同長官補、並びに必要に応じてその他の職員を任命する。 (2) 連邦管轄領クアラルンプールの林業局長官、同副長官、及び副長官補の任命は官報に公告する。」</p>
第4節	<p>1. 州当局又は国家金融当局とは大臣として解釈される。</p> <p>2. 州林業局は、連邦管轄領クアラルンプールの林業局として解釈される。</p> <p>3. 州森林管理計画とは、連邦管轄領クアラルンプールの森林管理計画として解釈される。</p>
第5節	郡森林担当官補とは、連邦管轄領クアラルンプールの森林担当官補として解釈する。
第6節	州当局は大臣として解釈する。
第7節	州当局は大臣として解釈する。
第9節	<p>1. 初出の州当局は、大臣として解釈する。</p> <p>2. 第7行目に記載されている州は、連邦管轄領クアラルンプールとして解釈する。</p>
第10節	<p>1. 州当局は大臣として解釈する。</p> <p>2. サブ項目 (l) 及び (k) は適用さない。</p>
第11節	州当局は大臣として解釈する。
第12節	<p>1. 州当局は大臣として解釈する。</p> <p>2. 州都は連邦管轄領クアラルンプールとして解釈する。</p>
第13節	州当局は大臣として解釈する。
第16節	州当局は大臣として解釈する。
第18節	州当局は大臣として解釈する。
第19節	州当局は大臣として解釈する。
第20節	州当局は大臣として解釈する。
第22節	州当局は大臣として解釈する。
第23節	州当局は大臣として解釈する。
第27節 (4)	州当局は大臣として解釈する。
第28節	州当局は大臣として解釈する。
第29節	州当局は大臣として解釈する。
第33節	州当局は大臣として解釈する。
第34節	州当局は大臣として解釈する。
第40節 (3)	州当局は大臣として解釈する。
第41節	州当局は大臣として解釈する。
第42節	州当局は大臣として解釈する。

第 45 節	州当局は大臣として解釈する。
第 46 節	州当局は大臣として解釈する。
第 56 節	<p>1. 州当局は大臣として解釈する。</p> <p>2. (2) を以下のとおり置き換える。 「(2) 基金は、以下で構成する「森林開発基金委員会」(以下、「委員会」という) という委員会により管理されるものとする。 (a) 議長に林業担当省庁の次官 (b) 大臣が任命する財務省の代表者 (c) 林業担当長官」</p>
第 57 節 (1)	<p>1. 「州立法議会」を「議会」に置き換える。</p> <p>2. 第 (C) 段落を削除する。</p>
第 58 節	州森林管理計画とは、連邦管轄領クアラルンプールの森林管理計画として解釈される。
第 59 節	<p>1. (3) に記載される州当局は大臣として解釈する。</p> <p>2. (4) を以下のとおり置き換える。 「(4) 大臣は、(3) に従い受領する声明書及び意見書を映し代議院に上申する」</p>
第 60 節 (2)	州当局は大臣として解釈する。
第 61 節	二度記載されている州当局は大臣として解釈する。
第 62 節	州当局は大臣として解釈する。
第 63 節 (3)	州当局は大臣として解釈する。
第 77 節 (1)	「州林業事務所、郡林業事務所及び郡国土事務所」を「連邦管轄領クアラルンプール事務所」に置き換える。
第 80 節 (2)	州整理公債基金は連邦整理公債基金として解釈する。
第 85 節	<p>(1) を以下のとおり置き換える。 「(1) 何人も、いずれの州から当該州の担当官が発行した有効な移動証を所有せずに、林産物を連邦管轄領クアラルンプールに持ち込んではいならない。」</p>
第 88 節 (3)	郡森林担当官補は連邦管轄領クアラルンプールの林業局長官補として解釈する。
第 90 節 (1)	郡森林担当官補は連邦管轄領クアラルンプールの林業局長官補として解釈する。
第 94 節	郡森林担当官は連邦管轄領クアラルンプールの林業局長官補として解釈する。
第 97 節	州当局は大臣として解釈する。
第 103 節 (2)	「州顧問弁護士」を削除する。
第 111 節 (1) 及び (2) (i)	州当局は大臣として解釈する。
第 112 節	「州」及び「当該州」は連邦管轄領クアラルンプールとして解釈する。
第 113 節	州当局は大臣として解釈する。
第 116 節	州当局は大臣として解釈する。

附則 6

[第104節 (e)]

第A部－機械

- (a) グレーダー
- (b) 積込機
- (c) ブルドーザー
- (d) クローラートラクター

第B部－機器

- (a) ワイヤロープ
- (b) 鉋
- (c) 斧
- (d) 燃料又はオイルタンク
- (e) ドラム缶
- (f) 巻き尺
- (g) チェーンソー
- (h) 電動のこぎり
- (i) 移動式のこぎり
- (j) 手のこぎり
- (k) ログトング
- (l) ログホック
- (m) 楔

第C部－運搬

1. 陸運

(a) 木材用トラック

(b) 巻上機付トラック

(c) 機関車

2. 空輸

(a) 飛行機

(b) 気球

3. 水運

(a) ボート

(b) 舢舨

(c) 荷船

(d) サンパン

(e) ポンツーン

マレーシア国法

法律313

1984年国家森林法

修正履歴

改正法	略称	施行日
P.U. (A) 82/1986	1986年国家森林令（改正）	1986年4月1日
Act A864	1993年国家森林法（改正）	連邦管轄領クアラルンプールにて1994年1月15日

マレーシア国法

法律313

1984年国家森林法

修正節一覧

節	改正法	施行日
2	Act A864	15-01-1994
3	Act A864	15-01-1994
5	Act A864	15-01-1994
12	Act A864	15-01- 1994
15	Act A864	15-01-1994
25	Act A864	15-01-1994
32	Act A864	15-01-1994
40	Act A864	15-01- 1994
47	Act A864	15-01-1994
50	Act A864	15-01-1994
66	Act A864	15-01-1994
67	Act A864	15-01- 1994
68	Act A864	15-01-1994
69	Act A864	15-01-1994
81	Act A864	15-01-1994
82	Act A864	15-01- 1994
83	Act A864	15-01-1994
84	Act A864	15-01-1994
85	Act A864	15-01-1994
86	Act A864	15-01- 1994
87	Act A864	15-01-1994
92	Act A864	15-01-1994
93	Act A864	15-01-1994
94	Act A864	15-01- 1994
96	Act A864	15-01-1994
97	Act A864	15-01-1994

節	改正法	施行日
98	Act A864	15-01-1994
100	Act A864	15-01-1994
100A- 100B	Act A864	15-01-1994
101	Act A864	15-01-1994
101A	Act A864	15-01-1994
104	Act A864	15-01-1994
106	Act A864	15-01-1994
107	Act A864	15-01-1994
109	Act A864	15-01-1994
110	Act A864	15-01-1994
110A	Act A864	15-01-1994
附則 1	Act A864	15-01-1994
附則 2	Act A864	15-01-1994
附則 3	Act A864	15-01-1994
附則 5	P.U. (A) 82/1986	01-04-1986
附則 6	Act A864	15-01-1994